

新宿区文化芸術振興会議

第4期報告書

平成28年(2016)9月9日～平成30(2018)年9月8日

「賑わい都市・新宿の創造」をめざして

新宿のまちは、様々な文学者や画家が暮らし、作品を残した、「土地の記憶」や「まちの記憶」にあふれています。また、音楽・美術・演劇・伝統芸能・パフォーマンス・まち歩き・歴史探訪など多彩なイベントが日々開催され、区民をはじめ、来街者、在勤(学)者など多くの人々を楽しませています。

新宿区基本構想では、「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」をめざすまちの姿として掲げ、この実現に向け、区は平成30年度から始まる10か年の新たな総合計画及び3か年の第一次実行計画を策定しました。

総合計画では、「賑わい都市・新宿の創造」を基本政策の一つとして掲げ、「新宿の多彩な魅力を発掘・創造・発信し続けることにより、新宿の魅力やブランド力をさらに高め、区民が誇れる、来街者が繰り返し訪れたいくなるまち・新宿を創造すること」や、「新宿のまちを文化芸術活動の発表の場として活用し、新宿の新たな魅力づくりを進めること」により、「文化の創造と発信」を行うことを定めています。

平成28年9月から2か年を任期とする第4期の新宿区文化芸術振興会議では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた新宿区の文化芸術振興という観点から、調査審議テーマを「新宿フィールドミュージアム・アクション2020の制定」及び「新宿文化センターの運営方針の明確化」とし、議論を進め、提言としてここに取りまとめました。

この間、新宿区と検討経過を共有し、策定段階であった総合計画や第一次実行計画への反映も図りました。

この報告書が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、区民・文化芸術団体・学校・企業・区など、多彩な文化芸術の担い手である「私たち区民」が結集し、新宿ならではの魅力ある文化芸術の創造・発信の更なる活性化の一助となることを期待します。

目次

「賑わい都市・新宿の創造」をめざして	1
--------------------------	---

概要

新宿区文化芸術振興会議について	6
新宿区文化芸術振興会議における調査審議事項	7
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた 新宿区の文化芸術振興について5つの課題と提言	8

本編

1 新宿区文化芸術振興会議について	12
2 新宿区文化芸術振興会議における調査審議事項	12
2-1 調査審議事項	12
2-2 提言1：新宿フィールドミュージアム・アクション2020の制定について	12
2-3 提言2：新宿文化センターの運営方針の明確化について	13
3 新宿フィールドミュージアム・アクション2020の制定	14
3-1 区の総合計画・実行計画への反映	14
3-2 目指すべき方向性	15
3-3 新宿フィールドミュージアムの実施により達成する目標	16
3-4 新宿フィールドミュージアム・アクション2020の制定	17
4 新宿フィールドミュージアムの充実	21
4-1 新宿フィールドミュージアムの充実に向けた取り組み	21
4-2 プログラムの整理・再構築	21
4-3 新宿フィールドミュージアム独自の顕彰制度の実施	22
4-4 コーディネート機能の整備	23

目次

本編

5 新宿文化センターの運営方針の明確化	24
5-1 新宿文化センターに関する7項目の提言実現に向けた取り組み	24
5-2 新宿区公共施設等総合管理計画における基本方針	28
5-3 新宿文化センターの運営方針の明確化に向けた検討内容	29
5-4 利用者等の意識調査及び周辺文化芸術ホールの調査・研究	30
5-5 新宿文化センター大ホールのジャンル別利用状況	36
5-6 新宿文化センターのあり方と運営方針について	38
5-7 バリアフリー及びホールの舞台機能に対応したより効果的な活用	44
参考資料	45

資料編

資料1 委員名簿	51
資料2 検討の経過	52
資料3 新宿区文化芸術振興基本条例	54
資料4 新宿区文化芸術振興会議規則	59

概要

- 1 新宿区文化芸術振興会議について 6
- 2 新宿区文化芸術振興会議における調査審議事項 7
- 3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた
新宿区の文化芸術振興について5つの課題と提言 8

新宿区文化芸術振興会議について

新宿区は、平成 22（2010）年 4 月に「新宿区文化芸術振興基本条例」を施行し、区内の文化芸術振興に向け、取り組みを進めています。

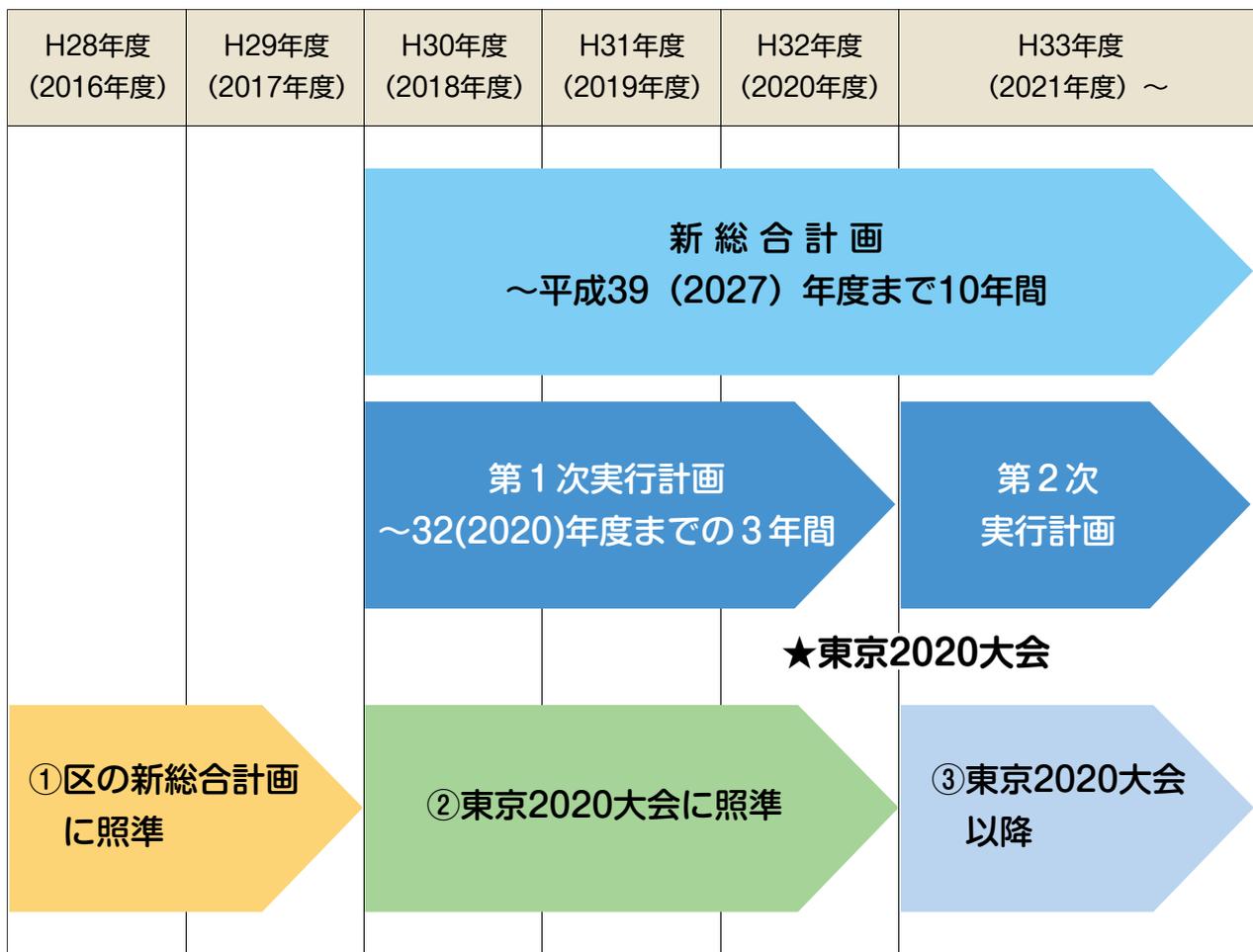
この条例に基づき、平成 22（2010）年 9 月に設置した新宿区文化芸術振興会議は、第 4 期 [平成 28（2016）年 9 月 9 日～平成 30（2018）年 9 月 8 日]において、第 1 期～第 3 期と同様に、新宿区における文化芸術振興について、調査審議を行いました。



新宿区文化芸術振興会議における調査審議事項

第3期の文化芸術振興会議において、東京2020大会を機に、「文化芸術創造のまち 新宿」の実現をより確実なものとし、発展させるため、「東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた新宿区の文化芸術振興」として、5つの課題を掲げ、その取り組みに関する提言を行いました。これらの提言を区の文化芸術振興事業に盛り込むため、3段階のスケジュールを設定し、調査審議を進めることとしました。

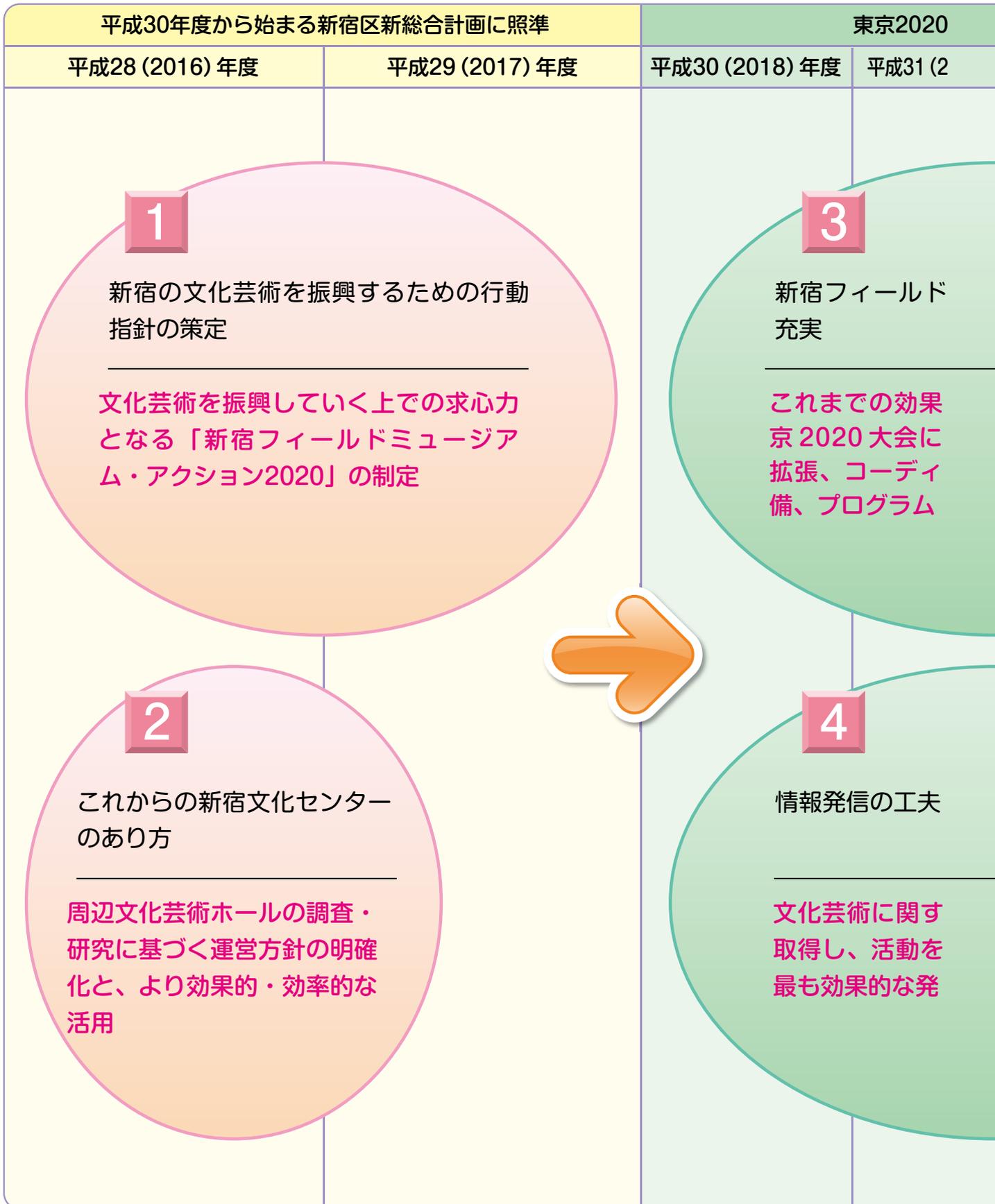
調査審議スケジュール



新宿区文化芸術振興会議（第4期）での調査審議事項

- ・「新宿フィールドミュージアム・アクション2020の制定」に向けた提言
- ・「新宿文化センターの運営方針の明確化」のための提言

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催



に向けた新宿区の文化芸術振興について5つの課題と提言

大会に照準		東京2020大会以降
019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度～
<p>ミュージアムの</p> <hr/> <p>検証を行い、東 向け開催期間の ネット体制の整 の再構築</p>		<p>5</p> <p>文化芸術活動を推進するための基盤・ 体制の整備</p> <hr/> <p>今後予想される超高齢社会を踏まえた 基盤・体制について、民・公・官の パートナーシップを構築</p>
<p>・多様化への対応</p> <hr/> <p>る情報を気軽に 楽しめるよう、 信方法を検討</p>		

本編

1	新宿区文化芸術振興会議について	12
2	新宿区文化芸術振興会議における調査審議事項	12
3	新宿フィールドミュージアム・アクション2020の制定	14
4	新宿フィールドミュージアムの充実	21
5	新宿文化センターの運営方針の明確化	24
	参考資料	45

1

新宿区文化芸術振興会議について

新宿区は、平成 22 (2010) 年 4 月に「新宿区文化芸術振興基本条例」(以下「条例」といいます。)を施行し、区内の文化芸術振興に関する取り組みを進めています。

この条例では、文化芸術の振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として文化芸術振興会議を設置すると定められていることから、同年 9 月に新宿区文化芸術振興会議(以下「振興会議」といいます。)が設置され、第 1 期では、「文化芸術の振興に関する 28 項目の提言への取り組み状況」と「新宿フィールドミュージアムの実現」、第 2 期では、「新宿文化センターの在り方と運営方針」、第 3 期では、「東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた新宿区の文化芸術振興」をテーマとし、審議・報告してきました。

第 4 期〔平成 28 (2016) 年 9 月 9 日～平成 30 (2018) 年 9 月 8 日〕においても、前期と同様にテーマを定め、調査審議を行いました。

2

新宿区文化芸術振興会議における調査審議事項

2-1

調査審議事項

第 3 期において、「東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた新宿区の文化芸術振興」
として、① 新宿の文化芸術を振興するための行動指針の策定、② これからの新宿文化センターのあり方、③ 新宿フィールドミュージアムの充実、④ 情報発信の工夫・多様化への対応、⑤ 文化芸術活動を推進するための基盤・体制の整備という 5 つの課題を掲げ、その取り組みに関する提言を行いました。

第 4 期第 1 回振興会議では、前期のこれらの提言も考慮した上で、第 4 期の調査審議事項について意見交換をしました。東京 2020 大会のメイン会場が新宿区にあることや、平成 30 (2018) 年度を始期とする新しい総合計画・第一次実行計画の策定を踏まえ、区と協議しながら、①「新宿フィールドミュージアム・アクション 2020 の制定」及び②「新宿文化センターの運営方針の明確化」を今期の調査審議事項とすることを確認しました。

2-2

提言 1：新宿フィールドミュージアム・アクション 2020 の制定について

新宿では、一年を通して、音楽・演劇・能・狂言・落語等の公演や、美術展・フェスティバルなど多彩なジャンルの文化芸術に関わるイベントが、区内各地で数多く開催されています。

また、神社仏閣などの歴史文化遺産、歴史上の人物ゆかりの地、美術館・博物館・史料館・能楽堂・寄席など、多種多様な文化芸術スポットを有しています。

これらの新宿の魅力をまるごと楽しむ機会として、平成 23 (2011) 年度から「新宿フィールドミュージアム」を区内全域で繰り広げています。

東京 2020 大会を好機ととらえ、大会以降にも継承する行動指針として、「新宿フィールドミュー

ジウム・アクション 2020」を制定し、プログラム数や開催期間の拡大、参加団体数や参加観覧者数の増加、サポーターの活用、情報発信の拡大、認知度の向上、情報の多言語化について数値目標を定め、平成 32（2020）年度までの 3 年間で計画的に推進することを提言します。

2 - 3 提言 2：新宿文化センターの運営方針の明確化について

東京 2020 大会の前年、平成 31（2019）年 4 月に、新宿文化センターは開館 40 周年を迎えます。平成 29（2017）年度の大ホールをはじめとする貸出対象施設の平均利用率は 96.5%、年間の利用者数は 506,033 人と、高い水準を達成しています。これは、新宿区文化芸術の振興に関する懇談会報告書（平成 21 年 10 月）における新宿文化センターに関する 7 つの提言に基づく館の運営、新宿文化センターが多様な公演に利用できるというイメージ戦略の浸透や、都内の類似文化施設の閉館・休館が相次いだこと、東新宿駅周辺の活性化によりニーズが高まったこと等が要因と考えられます。

今後は、近隣に同種の施設のリニューアルオープンが予定されています。また、新宿区では、平成 28（2016）年度に「公共施設等総合管理計画」が策定され、区有施設の総合的かつ計画的なマネジメント（管理・運営・活用）の基本的な方針が示されました。こうした中、東京 2020 大会とその後も見据え、新宿文化センターが、これまで以上に活用され、区における文化芸術活動の拠点としての役割を果たしていく必要があります。

新宿文化センターは音楽の公演が数多く実施されていることや、近年、バレエやダンスの利用が増えていることなど、施設の特徴や利用状況等を十分に踏まえ、改めて新宿文化センターのイメージを確立し、ポジショニングを明確にするため、「音楽・舞踊」を柱に据えて運営していくことを提言します。

3

新宿フィールドミュージアム・アクション2020の制定

3-1 区の総合計画・実行計画への反映

新宿フィールドミュージアムのコンセプトは、(1)新宿に住む人、新宿のまちを訪れる人に、「歩きたくなる、来て・見て・楽しい新宿のまち」を実感してもらえること、(2)フィールドミュージアムづくりを通じて、①「私たち区民」の活動がもっと活発になり、ネットワークとしてつながること、②新宿のまちの魅力を掘り起し、創造ができること、③子どもの生きる力と豊かな心を育むことができることです。

平成30(2018)年度から始まる区の新しい総合計画(10年間)には5つの基本政策が定められており、その中の1つが「賑わい都市・新宿の創造」です。この基本政策のもと、第一次実行計画(3年間)において、計画事業「新宿の魅力としての文化の創造と発信」の枝事業として、「新宿フィールドミュージアムの充実」を位置付け、各年度の事業計画を定めています。この事業を推進していくにあたり、目標や具体的な取組み等を内容とする「新宿フィールドミュージアム・アクション2020」を制定し、「新宿フィールドミュージアム」を東京2020参画プログラム(東京2020文化オリンピック)として、東京2020大会及びそれ以降も見据えた文化芸術振興の取組みとして推進していくことを提言します。

◆区の総合計画・実行計画と新宿フィールドミュージアム・アクション2020

	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)	H33年度 (2021年度)～
計画策定	新総合計画 ～平成39(2027)年度まで10年間				
	第1次実行計画 ～32(2020)年度までの3年間				第2次 実行計画
アクション 2020制定	アクション2020に基づき、事業を推進				事業を継続

◆総合計画における5つの基本政策

- I 暮らしやすさ1番の新宿
- II 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
- III **賑わい都市・新宿の創造**
- IV 健全な区財政の確立
- V 好感度1番の区役所

3 - 2 目指すべき方向性

第1期の振興会議において、新宿の文化芸術振興に大事なことは、①文化芸術振興のためのネットワークの構築、②文化芸術による新宿のまちの魅力の創出、③文化芸術と「私たち区民」による取り組みであることを確認しました。「新宿フィールドミュージアム」を展開することにより、これらのテーマを達成し、区の総合計画に定める「賑わい都市・新宿の創造」を目指します。

総合計画 基本政策「賑わい都市・新宿の創造」

個別施策「まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造」

第一次実行計画（基本政策を進めるための具体的な計画）

計画事業名 「新宿の魅力としての文化の創造と発信」

枝事業名 「新宿フィールドミュージアムの充実」

文化芸術振興の取り組みの方向性（新宿区文化芸術の振興に関する懇談会報告書）

〔平成21（2009）年10月〕

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ①まちの記憶を継ぐ・活かす | ②まちへの愛着と誇りを育てる |
| ③子どもの生きる力と豊かな心を育む | ④新宿からの文化芸術を創る・発信する |
| ⑤民（みんな）の力でつくられたまちを支える | ⑥新宿のまちに人を惹きつける |
| ⑦「新宿力」のふたをあける（発揮する） | ⑧多様な人と人とをつなげる |

新宿の文化振興に必要な3つのテーマ

- ①文化芸術振興のためのネットワークの構築
- ②文化芸術による新宿のまちの魅力の創出
- ③文化芸術と「私たち区民」による取り組み

新宿フィールドミュージアムの展開

- ・文化芸術振興の取り組みの方向性である「まちの歴史を継ぐ・活かす」、「まちへの愛着と誇りを育てる」ための史跡等に加え、ホール、美術館、劇場、ギャラリー、ライブハウス、図書館、街角空間の活用等の活動
- ・文化芸術振興のネットワークの構築
- ・「新宿のまちの魅力の創出」の方法となるもの
- ・文化芸術の力を活かし、「私たち区民」で創り上げるもの

3 - 3 新宿フィールドミュージアムの実施により達成する目標

(1) 事業の目的及び目標

新宿フィールドミュージアムを通じて、**新宿の多様な魅力を顕在化し、広く発信して、多くの共感を得ることにより、「賑わい都市・新宿の創造」に寄与すること**を事業の目的としています。

◆テーマを達成するための目標

項目		現在行っている主な取り組み	テーマを達成するための目標
		実績	目標
①	文化芸術振興のためのネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 協議会参加を通じて他の団体との連携強化 年3回開催 運営部会、企画部会 事業の企画運営 各年3回程度開催 ハンディガイド、Webサイトによる情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 参加団体数の増加 サポーターの充実 情報発信の拡大 情報の多言語化
②	文化芸術による新宿のまちの魅力を創出	<ul style="list-style-type: none"> 多彩なジャンルのイベント実施 地域を単位とした資源掘り起し 「文化月間」のイベントを集中的に発信 	<ul style="list-style-type: none"> プログラムの充実 開催期間の拡大 認知度の向上
③	文化芸術と「私たち区民」による取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 区民、文化芸術団体、学校、企業、区、来街者の参加拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 参加団体数の増加（再掲） 参加観覧者数の増加

(2) 私たち区民の行動指針

東京2020大会を好機ととらえ、私たち区民、すなわち区民・文化芸術活動団体・学校・企業・新宿区・財団・新宿のまちを訪れる人の行動指針は以下のとおりです。

- 1 一年を通して区内各地で行われる文化・芸術イベントを発信するプログラムと、歴史文化遺産等を活用し、新宿の魅力を創出・再発見するプログラムにより、**新宿のまちの魅力を発信します。**
- 2 新宿の文化芸術関連資源やイベントを、来街者や参加者の嗜好に応じた効果的なコンテンツとして充実・体系化することにより、**新宿のまちに人を惹きつけます。**
- 3 文化芸術団体の様々なネットワークや地域コミュニティのつながりから生み出される活力により、**新宿のまちへ潤いをもたらします。**

3 - 4 新宿フィールドミュージアム・アクション 2020 の制定

新宿フィールドミュージアムの活動方針は大きく3つに分類できます。それぞれの活動方針について、ゴールイメージとなる到達目標を設定し、成果の検証等、適切なマネジメントを行うため、「新宿フィールドミュージアム・アクション 2020」を制定し、2020年に向けて取り組むことを提言します。

◆活動方針

1 プログラムの拡充	平成 32 (2020) 年度に向けたプログラムの拡充と体系化 集客の拡大を図るべくプログラムを充実するとともに、それぞれのプログラムを分かりやすく体系化します。
2 開催期間の拡張	イベント開催期間の段階的拡張 (10月・11月⇒7月～11月へ) これまで10月・11月に限定して新宿フィールドミュージアムを開催してきましたが、東京2020大会に向け、開催期間を7月～11月に段階的に拡張します。 〔参考 東京2020大会開催期間〕 オリンピック 7月24日～8月9日 パラリンピック 8月25日～9月6日
3 誘導の仕組み	新宿のもつ潜在力を最大限に引き出す誘導の仕組みづくり 情報発信方法を工夫し、国内外に広くアピールすることで、地域の人々や文化芸術活動を行う個人・団体はもちろん、民間事業者等からの自発的な活動参加を促します。

新宿フィールドミュージアム・アクション 2020

目標設定と具体的な取り組み

行動目標		指 標	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
			実績	実績	目標値	目標値	目標値
プログラム	主催イベントを強化・拡充する	主催イベントの提供	・スタンラリー ・オープニングイベント ・ヴィレッジサミット	・スタンラリー ・プライベート ・オープニングイベント ・シンポジウム	実施	実施	実施
		集客数	783人	1,014人	1,500人	2,000人	3,000人
	さまざまなジャンル・世代に応じたプログラムを構築する	プログラム提供数	170本	210本	230本	260本	300本
期間	開催期間を段階的に拡張する	開催月	10月－11月	10月－11月	9月－11月	7月－11月	7月－11月 情報発信は 通年
誘 導	参加団体数を増加させる	参加団体数	85団体	104団体	110団体	120団体	130団体
	参加観覧者数を増加させる	参加観覧者数	472,447人	578,110人	60万人	80万人	100万人
	サポーター（ボランティア、モニターなど）の充実	サポーター活動の促進	－	情報収集	試行	活用	活用
	情報発信の拡大	ガイドブック発行部数	15,000部	15,000部	20,000部	20,000部	20,000部
		チラシ発行部数	20,000部	20,000部	20,000部	20,000部	20,000部
		ガイドブック設置箇所数	約105か所	約120か所	130か所	140か所	150か所
		ホームページの訪問数	未設定	8,670件	17,000件	32,000件	35,000件
	認知度を高める	区政モニターアンケートの認知度	26.3%				40%
	情報の多言語化	ガイドブック	日	日	日	日	日
		ホームページ	日	日	日・英・中・韓	日・英・中・韓	日・英・中・韓

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ コアイベント実施に向けた検討 ・ 運営部会や企画部会で内容を検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催イベントやコアイベントの工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・ 量的な拡大とともにジャンルや時間の拡大もはかる ・ 内容の充実により満足度を高める
<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間の拡大と同時に1日の時間を拡大 ・ 夜間に開催できるように規制緩和や公共施設24時間利用等の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館、神社仏閣、民間博物館、ギャラリー、ライブハウス等を取り込む
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料イベントと無料イベントを別々にカウントしてデータの整合性をとる ・ イベントの申込み方法について、はがきやQRコードなど色々な方法を用意する ・ 参加者数が増えることと、少数でも内容が優れていることの両方で評価する
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の団体のボランティア活動の把握及び周知によるボランティア活動の促進 ・ 各イベントに参加していただき、写真撮影やレポート作成などしていただくとともにSNS（ツイッター、インスタグラム等）を活用し、情報を拡散してもらう
<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間拡大にあわせて月々のサブガイドブック作成を検討 ・ 紙媒体だと直接必要な情報プラス周辺の情報が得られる
<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間拡大にあわせてチラシの発行回数を増やす ・ 区外や外国人の方向けのインフォメーションセンターにもポスターを掲示
<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者がたくさんいる専門学校等への設置協力依頼 ・ 来街者が訪れる施設への設置協力依頼（観光案内拠点、鉄道、大規模小売店、宿泊施設等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区がホームページを整備し、各団体にSNS等を活用して拡散してもらう ・ 文化情報プラットフォーム（文化庁）への登録
<ul style="list-style-type: none"> ・ ロゴマーク、アイコンの活用 ・ 東京2020参画プログラムへの登録 ・ 情報提供は紙媒体と電子媒体の両方を利用して認知度を高める
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語化の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化情報プラットフォーム（文化庁）の活用

行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政も1プレーヤー ・ ホームページの整備 ・ チラシ、ガイドブック等作成 ・ 規制緩和（施設の夜間利用等） ・ イベント申込み方法の工夫 ・ ロゴマーク活用及び活用呼びかけ



民間の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等による情報の拡散 ・ ガイドブック等の設置 ・ イベント内容の充実 ・ ボランティアの活用 ・ ロゴマーク活用

◆プログラム

新宿フィールドミュージアムをより多くの方に知っていただく機会となるように、協議会主催イベントを行っています。これまで新宿フィールドミュージアムを知らなかった方や文化芸術にあまり馴染みがない方にも参加していただけるように、ジャンルや内容、開催時間、開催場所などを工夫していく必要があります。

また、現在、新宿フィールドミュージアムの核となるようなイベントがありません。そこで、目玉となるような「コアイベント」の実施に向けた検討を含め、集客力のあるイベントを実施することが求められます。

集客数は、平成31（2019）年度までは前年度比500人ずつ増、平成32（2020）年度は1,000人増を目標とします。

なお、参加団体が実施するプログラムについては、量的に増やすとともに、ジャンルや時間の拡大も併せて検討し、内容の充実により満足度を高める工夫が必要です。

◆開催期間

これまで、10月・11月を「文化月間」と定めて開催してきましたが、平成32（2020）年度は東京2020大会開催期間にあわせて新宿フィールドミュージアムを開催するため、段階的に期間を拡大します。

◆参加団体数

新宿フィールドミュージアム協議会は、新規に参加する団体も増え、毎年増加傾向にあります。今後も様々なジャンルの団体に協議会への参加を呼びかけ、平成32（2020）年度に向けてさらに増加させていきます。

◆参加観覧者数

期間の拡大に伴うイベント数の増加や内容の工夫により、平成32（2020）年度の参加観覧者数は、平成28（2016）年度実績の約2倍、100万人を目標とします。

◆ガイドブック・チラシ発行部数、設置箇所、ホームページの訪問数

情報のデジタル化が進んでいる一方で、紙のガイドブックは、IT機器を使わない方でも気軽に手に取り、直接必要な情報はもちろん、それ以外の様々な周辺情報も得ることができるというメリットがあり、高いニーズがあります。平成32（2020）年度に向けて多くの方に活用していただけるよう、紙媒体の発行も続けていく必要があります。

また、若者や来街者に情報発信するため、設置箇所の工夫が求められます。多言語化や開催期間の拡大に伴い、ホームページ掲載情報を充実させることにより、訪問数を増加させ、より多くの方に利用していただくことが求められます。平成32（2020）年度の訪問数は、平成29（2017）年度実績の約4倍、35,000件を目標とします。

◆認知度

「区政モニターアンケート」の新宿フィールドミュージアムの認知度の目標値を、平成28（2016）年度実績の約1.5倍、40%に設定します。

◆ホームページの多言語化

区が定める「外国人への情報提供ガイドライン」を参考に、日本語、英語、中国語、韓国語により、多言語で情報発信します。

4

新宿フィールドミュージアムの充実

4-1 新宿フィールドミュージアムの充実に向けた取り組み

新宿フィールドミュージアムは平成30（2018）年度で8回目の開催となり、徐々に参加団体数やイベント数が充実してきました。更なる充実に向けて、以下の3点について検討しました。

◆東京2020大会までに行うこと

- ①新宿フィールドミュージアムのプログラムの整理・再構築
- ②新宿フィールドミュージアム独自の顕彰制度の設置
- ③区を中心とした、文化芸術団体とボランティアや企業を繋ぐコーディネート機能を整備

4-2 プログラムの整理・再構築

新宿フィールドミュージアムのコンテンツについて、国内・国外の来街者が文化芸術イベントに興味・関心を持つように、それぞれの参加観覧者に合わせたプログラムに整理・再構築することを提言します。

◆現在の具体的な取組み

No.	手 段	具体的な取組み
1	ヴィレッジ構想	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿のまちを「新宿駅西口」「新宿駅東口」「市谷・四谷」「牛込・神楽坂」「大久保・高田馬場・早稲田」「落合」の6つのエリア（ヴィレッジ）に分け、各地域の文化芸術の魅力を際立たせて発信する「ヴィレッジ構想」を平成28（2016）年度から進めている。 ・協議会主催イベントとして「ヴィレッジサミット」を開催。 ・ヴィレッジごとに分類してガイドブック等に情報掲載。
2	アイコンの設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブック掲載イベントに、ジャンル別の「アイコン」を表示。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; text-align: center;"> SPFTKDMSPLPPDSCNATPTFAMMTPTCLOOTVPNS </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; text-align: center; margin-top: 5px;"> イ チ オ シフ ェ ス テ ィ バ ルキ ッ ズ音 楽演 劇人 形 劇ダ ン ス映 画美 術写 真フ ァ ッ シ ヨ ンミ ュ ー ジ ア ム伝 統 芸 能伝 統 文 化地 域 文 化 と 生 活そ の 他プ ロ グ ラ ム ヴィ レ ッ ジ夏 目 漱 石 関 連 </div>
3	特別テーマ等の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29（2017）年度は漱石生誕150年を記念して「夏目漱石」を特集。 ・平成30（2018）年度は国が行う「明治150年」や、東京都が行う「東京150年」関連事業にエントリー。 ・99の「新宿サンクチュアリ（聖地）」を選定し、それを拠点とした地域の魅力発信と文化芸術プログラムの展開を検討。

サンクチュアリとは

新宿フィールドミュージアム協議会・運営部会では、新宿には数多くの魅力あふれる地域資源があり、「〇〇の聖地といえば？」という視点で新宿を見てみると、新たな発見があるのではないかという発想から、「新宿サンクチュアリ（聖地）」というテーマで、新宿の地域的魅力を積極的にアピールする取組みの企画に取り掛かっています。

例えば、「酉の市とアンガラ演劇の聖地」「モダンジャズの聖地」「文学の聖地」「夕日と花火の聖地」「スポーツの聖地」など、個性に富んだ99のサンクチュアリ（聖地）を選定して、そこを拠点に地域の魅力発信と絡んだ、文化芸術プログラムの展開を検討していきます。



新宿フィールドミュージアム 2017
シンポジウム「新宿サンクチュアリ 2020」の様子

4-3 新宿フィールドミュージアム独自の顕彰制度の実施

新宿区文化芸術振興基本条例では、第16条に「区長は、文化芸術の振興に大きく寄与したものと及び文化芸術活動において著しい功績のあったものの表彰に努めるものとする」と規定しています。しかし、現時点では具体的な表彰制度がありません。

そこで、新宿フィールドミュージアムを、誰もが気軽に参加できる取り組みにするために、ハードルを低くした、**新宿フィールドミュージアム独自の顕彰制度**の設置を検討することを提言します。

新宿フィールドミュージアムを区民だけでなく、国内外の来街者に認知していただき、幅広い方に参加してもらおうきっかけとなることを期待します。

◆表彰対象（案）

- 新宿フィールドミュージアムの企画運営に著しく貢献したもの
- サポーターとして新宿フィールドミュージアムの充実に著しく貢献したもの
（その他、東京2020大会以降にレガシーを引き継いでいけるもの等も検討）

4-4 コーディネート機能の整備

それぞれの文化団体の連携やネットワーク作りを求める声、ボランティアとして参加したい人や協賛に関心を寄せる企業と、人的物的支援を求める文化芸術団体とのマッチング機能等、間を取り持つコーディネーターとしての役割を、協議会事務局に求める声も大きく上がっています。

そこで、東京 2020 大会までに、区を中心とした、文化芸術団体とサポーター（ボランティア、モニターなど）や企業を繋ぐコーディネート機能の整備を行うことを提言します。

◆具体的な取組み

No.	項目	具体的な取組み（案）
1	サポーター（ボランティア、モニターなど）の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターへの参加の呼びかけ。 ・各イベントの写真撮影、感想レポート作成。 ・サポーター参加へのインセンティブ検討。（無料招待等）
2	文化芸術団体の連携、ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会への参加呼びかけにより、各団体が相互に情報共有し、連携できる機会の提供。
3	サポーターや協賛企業と文化芸術団体のマッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が各団体の要望を情報収集し、コーディネートする。

◆平成 29（2017）年度ボランティア実績アンケート結果（回答：98 団体）

質問	回答
ボランティアやモニターは活用されましたか？	
(1) 活用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・活用した 8 件 ・活用しなかった 79 件 ・無回答 11 件
(2) 参加人数（活用した団体のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・1-5名 1 件 ・6-10名 2 件 ・11-20名 2 件 ・100名 1 件 ・無回答 2 件
(3) 活動内容（活用した団体のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・受付、会場整理、運営、チラシ挟み込み、展示解説、通訳、観光案内対応
(4) サポーター（ボランティア、モニターなど）制度の構築を検討しています。貴団体でサポーターを受け入れていただけますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・できる 19 件 ・できない 22 件 ・わからない 49 件 ・無回答 8 件
(5) サポーターにどのようなことをしてもらいたいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・受付 ・チラシ挟み込み、バラシ ・情報発信（広報、宣伝、HP の充実、SNS での投稿） ・撮影全般、撮影素材の提供 ・外国人観光客向けサービス 等

「新宿フィールドミュージアム 2017 年度報告書」から抜粋

5

新宿文化センターの運営方針の明確化

5-1 新宿文化センターに関する7項目の提言実現に向けた取り組み

新宿文化センターは区民に文化的活動の場を提供し、文化芸術の振興及び区民の文化の向上を図るため、昭和54（1979）年4月に開設した施設です。

新宿文化センターの運営については、平成18（2006）年度に指定管理者制度が導入され、平成20（2008）年度までの第1期3年間を「財団法人新宿文化・国際交流財団」が指定管理者としてその業務を担いました。平成21（2009）年度からの第2期2年間についても、同財団が指定管理者として指定されましたが、平成21（2009）年度末に同財団が廃止され、その機能を引き継いだ「公益財団法人新宿未来創造財団」が新たに平成22（2010）年4月1日に発足し、同財団が引き続き新宿文化センターの管理運営を実施しました。また、平成23（2011）年度からの第3期5年間及び平成28（2016）年度から平成32（2020）年度の第4期5年間も、同財団が指定管理者として同センターの管理運営にあたっています。



新宿文化センター 外観



新宿文化センター 大ホール

区及び指定管理者は、管理運営にあたり、「新宿区文化芸術の振興に関する懇談会報告書」にまとめられた、「新宿文化センターに関する7項目の提言」に従って、その実現に向けた取り組みを進め、現在は高い水準の利用率、稼働率を確保しています。

今後、近隣自治体で同規模のホールの開設が予定されていることや、区内における文化芸術活動拠点として、さらに確実なものとしていくため、これまでの取組方針を踏まえた上で、館の特徴や区民ニーズ等の現状を把握し、今後の新宿文化センターのイメージを確立し、その実現のための運営方針を改めて明確化することを提言します。

新宿文化センターに関する7項目の提言
～新宿区文化芸術の振興に関する懇談会報告書より抜粋～

①	ホールや文化センターに蓄積された強み等を活かした新宿文化センターのイメージ・発信力の強化
②	開設時の施設利用方針の緩和・見直し、より多くの区民に支持される公演の選択や入場者を意識した公演誘致、20代・30代の年齢層への認知度アップ
③	文化芸術団体の活用・発表の場、練習・稽古場の不足の声に応えた新宿文化センターの施設を積極的に提供していく仕組みづくり
④	大小ホール、展示室、会議室などをフルに活用する事業、文化月間・文化ウィークによる通し活用や提案型利用、文化センター界隈の施設の拠点として周辺施設と一体となった事業の展開
⑤	新宿の地域特性を活かした開館時間の拡大
⑥	鑑賞モニター・友の会・地域との連携など参加協働型の施設運営
⑦	音楽・演劇・舞踊・伝統芸能等、演目の特性に合わせた文化センターと区民ホール等との連携

この7つの提言について、新宿文化センターにおける具体的な取り組み状況は次頁のとおりです。

◆新宿文化センターに関する7項目の提言に対する取り組み状況

7つの提言(要旨)	主な取り組み		利用施設	定員数	H23(2011)年度					
					回数	人数	収容率			
ホールや文化センターに蓄積された強み等を活かした新宿文化センターのイメージ・発信力の強化	文化センターの特色を活かした音楽・芸術鑑賞機会の提供	音楽	クラシック	大ホール	1,802	2	1,447	40.1%		
			ポピュラー		1,802	2	1,912	53.1%		
			JAZZ		1,802					
			ゲーム音楽		1,802					
			パイプオルガン		1,802	3	716	13.2%		
			クラシック		210					
		伝統芸能	寄席	大ホール	狂言	1,802	1	899	49.9%	
					歌舞伎	1,802	1	1,113	61.8%	
					落語会等	210				
		芸能	落語	和会議室	落語	46	11	264	52.2%	
					ホール活用コンサート	大ホール	1,802	3	627	11.6%
		舞踊	バレエ	大ホール	ダンス	1,802				
					タンゴ・ダンス	小ホール	210	1	137	65.2%
					演劇	大ホール	1,802			
		演劇	ミュージカル	大ホール	ミュージカル	1,802				
					演劇	小ホール	210			
オペレッタ	小ホール		オペレッタ	210						
				210						
開設時の施設利用方針の緩和・見直し、より多くの区民に支持される公演の選択や入場者を意識した公演誘致、20代・30代の年齢層への認知度アップ	文化センターと関係の薄い20代・30代の服飾系専門学校生等への知名度を高める新宿ファッションフィールド	応募点数	23~25小ホール 26四谷区民ホール 27~大ホール	210	218点					
		当日来場者		1,802	1	127	7.0%			
		ワセオケとの協定締結により若年層への知名度を高める ※財団事業への協力依頼の一方で、練習の場を提供	演奏会	大ホール	1,802					
			練習利用	展示室						
		はじめてのおんがくかい(旧「子どもの音楽会」)、「障害のある子どものためのコンサート」	大ホール	1,802	1	1,763	97.8%			
ユース・ステージパフォーマンス	大ホール	1,802	1	1,039	57.7%					
文化芸術団体の活用・発表の場、練習・稽古場の不足の声に応えた新宿文化センターの施設を積極的に提供していく仕組みづくり	利用料の減額制度の活用	区民文化団体登録数		-	40団体					
		区内優先団体登録数		-	13団体					
		文化団体への減免件数		-	1,453件					
	文化団体への活動支援 新宿合唱祭「初夏にうたおう」	大ホール	1,802	1	1,650	91.6%				
大小ホール、展示室、会議室などをフルに活用する事業、文化月間・文化ウィークによる通し活用や提案型利用、文化センター界隈の施設の拠点として周辺施設と一体となった事業の展開	区内外のジャズ愛好家が集まり文化センターを全館利用するジャズまつり	全館	2,307							
	新宿駅周辺の商店会によるエイサーまつりと連携した、沖縄音楽フェスティバル	大ホール	1,802	1	687	38.1%				
	区内在住の外国人と日本人の交流を通して、日本文化を体験する	国際都市新宿・踊りの祭典	全館	2,307	1	3,040	131.8%			
		国際交流区民のつどい「ひなまつり」	小ホールほか	505	1	146	28.9%			
	区内保育施設で試験的に実施したアウトリーチ トイハウス劇場		-							
新宿の地域特性を活かした開館時間の拡大	年末年始の試験的開館 KINGRUN アンソン紅白 ※深夜2時まで開館	大ホール	1,802	1	956	53.1%				
	大小ホール利用における特別時間延長の対応	小ホール	210							
鑑賞モニター・友の会・地域との連携など参加協働型の施設運営	区民合唱団の運営「第九」「レクイエム」「カルミナ・ブラーナ」	大ホール	1,802	1	1,381	76.6%				
	区内在住芸術家による演奏会	小ホール	210	1	164	78.1%				
	友の会	web会員(24年4月~27年7月)								
		友の会(27年8月~)								
音楽・演劇・舞踊・伝統芸能等、演目の特性に合わせた文化センターと区民ホール等との連携	年間の練習成果を区民ホール等で発表する新宿ミュージカル講座(小4~大人対象)		-	20	39					
	新宿らしい創造文化として、地域の施設と連動したJAZZ喫茶	早大小野記念講堂	206							

H24(2012)年度			H25(2013)年度			H26(2014)年度			H27(2015)年度			H28(2016)年度			H29(2017)年度		
回数	人数	収容率	回数	人数	収容率	回数	人数	収容率	回数	人数	収容率	回数	人数	収容率	回数	人数	収容率
4	3,096	43.0%	2	2,579	71.6%	1	673	37.3%	2	2,381	66.1%	1	443	24.6%	1	1,082	60.0%
3	4,525	83.7%	2	2,163	60.0%	15	19,055	70.5%	4	4,260	59.1%	2	2,339	64.9%	3	3,679	68.1%
									2	2,728	75.7%						
1	1,642	91.1%	1	1,642	91.1%	1	1,710	94.9%	4	5,259	73.0%	2	3,229	89.6%	1	1,636	90.8%
3	696	12.9%	3	634	11.7%	4	839	11.6%	4	650	9.0%	3	439	8.1%	3	481	8.9%
			1	131	62.4%												
1	162	77.1%				1	203	96.7%	3	488	77.5%	1	199	94.8%	1	202	96.2%
												1	161	76.7%	3	532	84.4%
1	1,384	76.8%	1	1,471	81.6%	1	1,674	92.9%	1	1,448	80.4%	1	1,179	65.4%	1	1,710	94.9%
1	1,653	91.7%	1	1,662	92.2%	2	2,935	81.4%	1	1,462	81.1%	1	1,229	68.2%	1	1,002	55.6%
												2	687	19.1%			
1	105	50.0%	1	117	55.7%	1	144	68.6%	1	83	39.5%	1	80	38.1%	1	65	31.0%
12	284	51.4%	12	273	49.5%	12	322	58.3%	12	312	56.5%						
6	1,549	14.3%	5	1,503	16.7%	7	2,116	16.8%	7	1,990	15.8%	8	2,488	17.3%	8	2,039	14.1%
			4	5,629	78.1%	3	4,056	75.0%							3	2,811	52.0%
2	2,797	77.6%	1	1,227	68.1%	2	1,209	33.5%	6	7,634	70.6%	5	7,846	87.1%	4	7,405	102.7%
1	172	81.9%							5	334	31.8%	2	45	10.7%	2	66	15.7%
			3	2,781	51.4%												
						1	396	22.0%									
			3	570	90.5%	2	397	94.5%				10	1,225	58.3%	11	1,137	49.2%
									2	404	96.2%	1	178	84.8%	1	180	85.7%
508点			1,028点			1,584点			2,178点			2,155点			2,697点		
1	433	206.2%	1	152	72.4%	1	260	57.5%	1	431	23.9%	1	565	31.4%	1	559	31.0%
1	522	29.0%	1	359	19.9%	1	384	21.3%	1	303	16.8%	1	265	14.7%	1	179	9.9%
33回利用			24回利用			18回利用			10回利用			33回利用			33回利用		
1	1,412	78.4%	1	1,915	106.3%	1	1,380	76.6%	1	1,449	80.4%	1	1,090	60.5%	1	1,119	62.1%
1	992	55.0%	1	1,184	65.7%	1	749	41.6%	1	678	37.6%	1	890	49.4%	1	1,736	96.3%
45団体			44団体			39団体			41団体			44団体			46団体		
14団体			15団体			14団体			13団体			14団体			16団体		
1,579件			1,644件			1,476件			1,615件			1,412件			1,636件		
1	1,500	83.2%	1	1,700	94.3%	1	1,600	88.8%	1	1,930	107.1%	1	1,774	98.4%	1	1,431	79.4%
1	2,402	104.1%	1	1,637	71.0%	1	2,512	108.9%	1	2,465	106.8%	1	1,654	71.7%	1	1,568	68.0%
1	1,181	65.5%	1	1,087	60.3%	1	1,351	75.0%	1	919	51.0%	1	956	53.1%	1	960	53.3%
1	3,600	156.0%	1	3,182	137.9%	1	3,256	141.1%	1	3,820	165.6%	1	2,126	92.2%	1	2,927	126.9%
1	226	44.8%	1	145	28.7%	1	248	49.1%	1	238	47.1%	1	225	44.6%	1	154	30.5%
									3	155	-						
1	1,396	77.5%															
1	75	35.7%															
26件			15件			26件			13件			16件			21件		
			1	1,137	63.1%	1	1,305	72.4%	1	820	45.5%	1	1,574	87.3%	1	1,462	81.1%
1	154	73.3%	1	156	74.3%	1	198	94.3%				1	182	86.7%	1	112	53.3%
102人			2,107人			3,444人			4,732人			5,323人			6,608人		
									120人			210人			209人		
20	31	-	23	38	-	28	40	-	27	43	-	23	42	-	23	40	-
												1	100	48.5%			

◆平成 29 (2017) 年度 新宿文化センター利用状況／利用率・稼働率

施設名	利用率 (日単位)			稼働率 (時間区分単位)			入場者数	(参考)	
	利用可能日数	利用日数	利用率	稼働可能回数	稼働回数	稼働率		前年稼働率	
大ホール	317	305	96.2%	950	839	88.3%	326,845	87.7%	
小ホール	336	321	95.5%	1,004	755	75.2%	56,595	71.9%	
展示室	343	335	97.7%	1,026	868	84.6%	31,098	87.0%	
リハーサル室	343	334	97.4%	1,029	890	86.5%	23,235	86.8%	
会議室	第1会議室	346	341	98.6%	1,035	872	84.3%	20,682	82.6%
	第2会議室	346	340	98.3%	1,035	884	85.4%	14,182	85.9%
	第3会議室	347	338	97.4%	1,041	824	79.2%	9,037	81.2%
	第4会議室	347	333	96.0%	1,041	779	74.8%	7,754	76.0%
	第5会議室	347	338	97.4%	1,041	841	80.8%	7,012	83.1%
	和会議室	347	313	90.2%	1,040	622	59.8%	9,593	64.3%
	会議室 計	2,080	2,003	96.3%	6,233	4,822	77.4%	68,260	78.8%
合計	3,419	3,298	96.5%	10,242	8,174	79.8%	506,033	80.6%	

*利用可能日数及び利用可能回数は、保守点検・改修工事など維持管理日を差し引いた数である。

*稼働可能日数及び稼働可能回数は、1日を3区分(午前・午後・夜間)に分けた稼働件数の合計である。

5-2 新宿区公共施設等総合管理計画における基本方針

新宿区では文化芸術の振興や、区民の文化の向上を図る施設として、新宿文化センター及び四谷・牛込笹笥・角笥の各区民ホールを設置しています。

◆区内のホールの施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
新宿文化センター	新宿六丁目14番1号	16,446	昭和53年度	SRC	—	
四谷区民ホール	内藤町87番地	2,422	平成8年度	SRC	四谷特別出張所・四谷地域センター・四谷図書館	建物は東京都水道局と区分所有
牛込笹笥区民ホール	笹笥町15番地	1,528	平成3年度	SRC	笹笥町特別出張所・牛込笹笥地域センター	
角笥区民ホール	西新宿四丁目33番7号	1,023	平成元年度	SRC	角笥特別出張所・角笥地域センター・角笥図書館	

新宿区は区有施設の半数以上が供用開始後 30 年以上を経過しており、現状のまま維持していくことは極めて困難な状況です。また、行政サービスに対する区民のニーズも複雑化・多様化しているため、区は平成 27（2015）年度に区有施設の状況や運営コスト等の実態把握と課題等をまとめた「新宿区施設白書」を作成しました。

そして、この施設白書に基づき、区有施設のあり方の検討を行い、区有施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める「新宿区公共施設等総合管理計画」が平成 29（2017）年 2 月に策定されました。

この計画において、新宿文化センターは区民ホール 3 館とともに、次のとおり基本方針が示されています。今後は、この計画に基づき、区有施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、区有施設のマネジメント強化に向けて取り組んでいくこととなります。

◆新宿区公共施設等総合管理計画（抜粋）

施設	施設の現状と評価	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ◆新宿文化センター ◆区民ホール (四谷・牛込筆筈・角筈) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆この施設類型は新宿文化センター及び四谷・牛込筆筈・角筈の各区民ホールである。新宿文化センターは単独施設、区民ホールは特別出張所や地域センターとの複合施設になっている。 ◆最も規模の大きい新宿文化センターが供用開始後 37 年を経過しており、今後、維持・修繕に多額の費用が必要となることが懸念される。区民ホールは 3 館とも供用開始後 30 年以内となっているが、同じ年代に集中して建設されたため、将来の老朽化も集中することが予想される。 ◆音響・照明等の特殊設備の適切な保守・更新が必要な施設であり、区の施策の方向性に即した施設のあり方を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆この施設類型は音響・照明等の設備の適切な保守・更新の必要性、民間施設によるサービス供給状況や、新宿文化センターにおける需要規模と利用実績との乖離等を踏まえ、今後の区におけるホールのあり方、施設総量及び施設規模の検討を一体的に行う。 ◆新宿文化センターについては、財政負担の軽減及びサービスの向上の視点から、建替えの際には、より専門性の高い民間事業者による PFI 等の導入も検討する。

5 - 3 新宿文化センターの運営方針の明確化に向けた検討内容

これまでの振興会議でも、新宿文化センターのあり方と運営方針について、継続して議論を重ねてきましたが、明確な結論に至っていませんでした。そこで、前述の区の方針等も踏まえ、次の 3 点について第 4 期に検討しました。

- 1 利用者等の意識調査や、周辺文化芸術ホールの調査・研究
- 2 運営方針を明確にし、新しい総合計画へ反映
- 3 バリアフリー対応や、ホールの舞台機能に対応したより効果的な活用

5 - 4 利用者等の意識調査及び周辺文化芸術ホールの調査・研究

(1) 利用者等の意識調査

新宿文化センター利用者を対象に実施したアンケート結果の概要は、次のとおりです。

利用者アンケート実施概要

アンケート対象：新宿文化センター利用者（鑑賞、施設利用含む）

回 収 数：152人

アンケート期間：平成 28（2016）年 12 月 1 日～平成 29（2017）年 1 月 26 日

利用者アンケート結果概要

Q どうすれば新宿文化センターにもっと行きたくなると思うか

A 主な回答

- ・全国的あるいは世界的な著名人・団体のイベントが開催される
- ・イベントの開催に関する情報が事前に分かりやすく提供される
- ・鑑賞料金が安くなる
- ・自分が行きたい時間にイベントが行われる
- ・トイレ等施設が清潔で明るい 等

Q どうすれば新宿文化センターがもっと利用しやすくなると思うか

A 主な回答

- ・利用料金が安くなる
- ・住んでいる地区や職場の近くにある
- ・希望する時間に利用できる
- ・設備の使い勝手が良い

Q 好きな公演のジャンルは何か

A 主な回答

- ・音楽（ポップス除く）：オペラ、オーケストラ、室内楽、合唱、吹奏楽、ジャズなど
- ・伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎など

Q その他、ご意見

A 主な回答

- ・無料でもなくても良いので、低料金のコンサート等をもっと開催して欲しい
- ・区直営の頃のような名の知れた海外演奏家の公演に力を入れてほしい
- ・大ホールにエレベーターやエスカレーターがなく、障害のある方は不便

(2) 新宿文化センター類似ホールの状況を調査・研究

新宿文化センターのあり方の基礎となる周辺文化芸術ホールの調査を実施しました。「施設概要と特徴となる機能」、「施設運営の方向性、利用対象など」、「管理運営方法とその長所・短所、先進的な取組み」、「事業における特徴的な取組み」について、①競合する施設、②先進事例となる施設、③今後整備される施設、④区内の同規模施設にカテゴリーを分けて調査しました。調査結果は次のとおりです。

【調査結果概要】（平成 29 年 1 月調査実施）

①新宿文化センターと競合する施設

響きの森文京公会堂（文京シビックホール）	杉並公会堂
品川区立総合区民会館（きゅりあん）	練馬区立練馬文化センター

「響きの森文京公会堂（文京シビックホール）」は複数の実演団体との協定により、様々なジャンルの公演を一定数確保し、多彩な鑑賞機会を提供しています。また、「クラシック」、「舞台芸術」、「吹奏楽」を柱に公演事業を実施しています。

また、「杉並公会堂」は日本初の PFI 事業で建設された公立文化施設で、PFI 事業者が施設運営も担い、日本有数の音響効果を誇る施設として、音楽利用に特化した運営がなされています。日本フィルハーモニー交響楽団と友好提携し、優先利用を認めるほか、演奏会、公開リハーサル、学校への出張音楽教室、音楽鑑賞教室等、様々な事業を展開しています。

②先進事例となる施設

世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター）	
杉並区立杉並芸術会館（座・高円寺）	渋谷区文化総合センター大和田

「世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター）」は、舞台芸術に特化し、芸術監督を配し、舞台芸術公演に適した規則を整備しています。

「杉並区立杉並芸術会館（座・高円寺）」は2つのホールを併設し、1つは運営者の主催事業、もう1つは区民等の活動に優先利用できる制度となっているところが特徴です。大学や公共劇場と連携し、「劇場創造アカデミー」を運営し、舞台芸術のノウハウを地域で生かすための人材育成を行っています。

「渋谷区文化総合センター大和田」は音響に優れたホールと、多目的に使えるホールを有し、高い稼働率を維持しています。

③今後整備される施設

（仮称）豊島区新ホール（Hareza 池袋）	（仮称）渋谷区新庁舎（公会堂）
------------------------	-----------------

「（仮称）豊島区新ホール（Hareza 池袋）」は平成 31（2019）年秋にオープン予定です。宝塚歌劇団の公演をオープニングイベントとして予定し、オープニング以降も、宝塚歌劇団は定期的に公演を実施するほか、多彩な公演事業を実施する予定です。

また、「（仮称）渋谷区新庁舎（公会堂）」は、平成 31（2019）年 11 月にオープン予定です。旧公会堂と同様に、貸館として、主にポピュラー音楽を中心としつつ、式典も含めた多目的な演目に対応する機能を有する 2,000 席程度の規模のホールを想定しています。

④区内の同規模施設

オペラシティタケミツメモリアル

「オペラシティタケミツメモリアル」は、正式な協定を結んでいませんが、東京フィルハーモニー交響楽団のホールの減免利用を認めており、主催公演やロビーコンサート等で相談しやすい環境づくりができています。また、当初はクラシック音楽専用のホールとしていましたが、ゲーム音楽等にも幅を広げつつあります。

新宿文化センター及び周辺地区の文化ホールについて

名 称	開館 年月日	施設概要	上段：大ホール		下段：小ホール		
			席単価	稼働率	貸し出し比率		
					貸館	自主事業	
新宿区立新宿文化センター 東新宿駅 徒歩 5 分	昭和 54 年 4 月 1 日	大ホール (1,802 席) 小ホール (210 席) 展示室、リハーサル室 会議室× 5、和会議室 レストラン	339 円	78.5%	74.5%	25.5%	
			495 円	69.9%	76.3%	23.7%	
競合する施設	響きの森文京公会堂 (文京シビックホール) 後楽園・春日駅 直結	大ホール (1,802 席) 小ホール (371 席) スカイホール多目的室 (160 名) 練習室× 2、会議室× 2 特別応接室	469 円	96.5%	34.1%	65.9%	
			358 円	100.0%	71.6%	28.4%	
	杉並公会堂 荻窪駅 徒歩 7 分	大ホール (1,190 席) 小ホール (194 席) グランサロン スタジオ× 5 カフェ	439 円	H24 年 全館平均 83.5%	81.9%	18.1%	
			484 円		98.5%	1.5%	
	品川区立総合区民会館 (きゅりあん) 大井町駅 徒歩 1 分	平成元年 10 月 1 日	大ホール (1,074 席)、小ホール (282 席) イベントホール、リハーサル室、茶室 音楽スタジオ、会議室× 3、講習室× 4 特別講習室× 2、研修室、グループ活動室× 3、 調理講習室、保育室、カフェテリア	469 円	63.2%	圧倒的に 多い	27 年度 12 事業 のみ
616 円							
練馬区立練馬文化センター 練馬駅 徒歩 1 分	昭和 58 年 4 月 3 日	大ホール (1,474 席) 小ホール (588 席) リハーサル室兼集会室× 3 集会室× 2 保育室、ギャラリー	296 円	80.5%	95.3%	4.7%	
			293 円	80.3%	88.6%	11.4%	
先進事例となる施設	世田谷文化生活情報センター (世田谷パブリックシアター) 三軒茶屋駅 直結	パブリックシアター (617 席) シアタートラム (217 席～ 248 席) 稽古場× 3、音響スタジオ、作業場× 2、 染色作業場、事務室、スタッフ室 交流ふれあいコーナー	871 円	非公表	33.5%	66.5%	
			861 円		16.1%	83.9%	
	杉並区立杉並芸術会館 (座・高円寺) 高円寺駅 徒歩 5 分	平成 21 年 5 月 1 日	座・高円寺 1 (238 席～ 316 席) 座・高円寺 2 (256 席～ 298 席) 阿波おどりホール けいご場× 3、 作業室、音響・映像作業室 カフェ、アーカイブ	原則貸出 なし	—	0.0%	100.0%
				295 円	座高円寺 2 とホール 85%	96.4%	3.6%
渋谷区文化総合センター大和田 渋谷駅 徒歩 5 分	平成 22 年 11 月 21 日	さくらホール (729 席) 伝承ホール (339 席) 練習室× 5	709 円	85.0%	92.0%	8.0%	
			496 円	88.0%	87.0%	13.0%	
今後整備される施設	(仮称) 豊島区新ホール 池袋駅 徒歩 5 分	H31.3 月 (予定)	●新ホール棟 新ホール (1,300 席) ●新区民センター 小ホール (160 席) 多目的ホール (500 名)				
	(仮称) 渋谷区新庁舎 (公会堂) 渋谷駅	H31.1 月下旬 (予定)	ホール (2,000 席)				
区内の同規模施設	オペラシティタケミツメモリアル 初台駅 直結	平成 9 年 9 月 10 日	コンサートホール (1,632 席) リサイタルホール (265 席) リハーサルルーム× 2	980 円	非公表	90%	10%
				1660 円			

上段：大ホール 下段：小ホール							管理運営方法 機関
事業内容比率							
音楽 * 除くポップス	ポップス	伝統芸能	演劇	舞踊	芸能	その他	
41.2%	4.8%	1.3%	6.3%	16.0%	1.2%	29.2%	指定管理（非公募） （公財）新宿未来創造財団
23.1%	4.7%	2.7%	3.0%	5.9%	6.7%	54.0%	
●		●	●	●			指定管理（非公募）
			●		●	●	（公財）文京アカデミー
●				●		●	PFI （株）京王設備サービス
●						●	
67.5%		3.0%	5.5%	24.0%	—	—	指定管理（公募） （公財）品川文化振興事業団
50.4%	0.0%	0.0%	12.1%	16.7%	0.0%	20.9%	指定管理（公募） （公財）練馬区文化振興協会
44.5%	0.0%	0.0%	18.0%	20.4%	0.0%	17.1%	
[作品創造・上演]「普及啓発・人材育成」を基本にプログラムを展開			●	●			指定管理（非公募） （公財）せたがや文化財団
			●	●			
絵本の読み聞かせ・ワークショップを始めとする子ども向けの多彩な事業を展開			●	●		●	指定管理（公募） NPO 法人劇場創造ネットワーク
			●	●		●	
32.5%	19.1%	1.5%	1.3%	16.8%	1.4%	27.4%	直営 （ホール運営業務は民間業者に委託） ※ H29～指定管理（公募）（しぶや文化創造グループ）
30.6%	14.0%	7.6%	11.7%	11.1%	10.0%	15.0%	
							未定ではあるが、豊島公会堂の指定管理者であった、（公財）としま未来文化財団の組織内に開設準備室が置かれ、開設準備担当者が複数名配されている。
							未定
100.0%	—	—	—	—	—	—	民間のため、指定管理という考えはない
100.0%	—	—	—	—	—	—	
年 80 日～90 日、東フィルがリハーサル利用							

名 称	運営に関する特徴	
新宿区立新宿文化センター 東新宿駅 徒歩 5 分	<ul style="list-style-type: none"> ●区民及び区内に在籍する登録団体は、優先受付（一般受付よりさらに 1 か月前）・減免制度（50%）を適用。 ●空き施設を有効に活用するため、練習利用の場合は割引制度を適用。 ●早稲田大学交響楽団とフランチャイズ協定を結び、演奏会や事業へ相互協力。 	
競争する施設	響きの森文京公会堂 （文京シビックホール） 後楽園・春日駅 直結	<ul style="list-style-type: none"> ●規則で、同一月内の最大連続使用可能日数を、大ホールは 10 日、小ホールは 5 日としており、舞台芸術等、一定期間の連続利用が望まれる公演での利便性が高い。 ●複数の実演団体との協定により、様々なジャンルの公演を一定数確保し、多彩な鑑賞機会を提供。 〔協定締結団体〕 東京フィルハーモニー交響楽団、鼓童、シエナ・ウィンド・オーケストラ、牧阿佐美バレエ団
	杉並公会堂 荻窪駅 徒歩 7 分	<ul style="list-style-type: none"> ●国内初の PFI 事業で建設された公立文化施設。指定管理者制度ではなく、PFI 事業者が施設運営を担う。 ●日本有数の音響効果を誇る施設として、音楽利用に特化した運営。 ●利用受付の優先順位を、行政→区民→一般とし、友好提携している日本フィルハーモニー交響楽団の練習利用は行政利用に含まれる。
	品川区立総合区民会館 （きゅりあん） 大井町駅 徒歩 1 分	<ul style="list-style-type: none"> ●芸術団体等への優先予約制度及び、利用料の減免制度はない。区の主催事業も減免対象とならない。 ●今まで、ホールは 1 日の利用を、1 ホール 1 団体としていたが、28 年度より 3 区分に分けた入れ替え貸しを開始。
	練馬区立練馬文化センター 練馬駅 徒歩 1 分	<ul style="list-style-type: none"> ●29 年度から区民・区内団体を優先した予約制度を開始。減免はないが、協会の補助金制度により、使用料が補助される場合がある。
先進事例となる施設	世田谷文化生活情報センター （世田谷パブリックシアター） 三軒茶屋駅 直結	<ul style="list-style-type: none"> ●芸術監督を配し、舞台芸術に特化した公立劇場として、その活動を担保する施設設備・規則を整備。 ●16 か月前から可能な利用申請、企画内容等の審議による利用調整、60 日間連続使用が可能等、舞台芸術公演に適した規則を整備。 ●専門性の高い職員と事業単位で契約する等、柔軟な組織体制に加え、運営方針やプログラムの企画立案が可能で人材の育成研修を継続。
	杉並区立杉並芸術会館 （座・高円寺） 高円寺駅 徒歩 5 分	<ul style="list-style-type: none"> ●座・高円寺 1 は、主催事業が、座・高円寺 2 と阿波おどりホールは、区民等の活動が優先利用できる制度。 ●区内在住の劇作家を中心とした NPO 法人が指定管理者。事業の企画は、区が配置した芸術監督の協議・承認を受け、実施。 ●大学や各地域の公共劇場と連携し、舞台芸術のノウハウを地域で活かすための人材を育成する、「劇場創造アカデミー」を運営。 ●カフェを直営しており、施設や事業と連動した運営が可能。
	渋谷区文化総合センター大和田 渋谷駅 徒歩 5 分	<ul style="list-style-type: none"> ●29 年度から、しぶや文化創造グループ（共同事業体）による指定管理運営が開始。 ●さくらホールは音響に優れており、伝承ホールは花道、小迫、前舞台等の設備があるが、利用に制限はなく多目的利用が可能。 ●登録芸術団体の優先受付・減免制度はないが、区の主催事業で区内の芸術団体が使用する場合は、優先予約・減免。(100%)
今後整備される施設	（仮称）豊島区新ホール 池袋駅 徒歩 5 分	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な文化芸術活動の拠点として、プロユースから区民利用まで多種多様な使われ方に対応可能な高い性能を備える。（予定） ●劇場開設準備室が設けられている財団は、区立劇場「あうるすぽっと」の指定管理者でもあり、劇場プロデュース公演等の公演プログラムとワークショップ等の育成プログラムを展開しており、専門性の高いスタッフを擁していることから、そのノウハウが引き継がれることが期待される。
	（仮称）渋谷区新庁舎（公会堂） 渋谷駅	<ul style="list-style-type: none"> ●渋谷区が官民連携で進めているプロジェクトの中で、新庁舎と共に複合施設として整備予定。 ●ポピュラー音楽を中心としつつ、式典も含めた多目的な演目に対応する機能を有した 2,000 席規模のホールを予定。
区内の同規模施設	オペラシティタケミツメモリアル 初台駅 直結	<ul style="list-style-type: none"> ●原則 1 年半前に先着順の電話予約で利用を受け付けるが、融通は利く。 ●減免利用は、今までの利用回数に応じて適用。 ●東京フィルハーモニー交響楽団とは正式な協定を結んではいないが、リサイタルホールの減免利用を認めていることもあり、主催公演やロビーコンサート等で相談しやすい関係づくりができています。

事業に関する特徴

- 指定管理事業として、気軽に立ち寄り日常生活の中で楽しく文化を享受できる、ランチタイムコンサートやパイプオルガンコンサートの施設活用事業と、区民や文化団体が日ごらの活動成果を発表する、ジャズ祭りや踊りの祭典等の参加協働事業を実施。
- 自主・補助事業として、新宿文化寄席、狂言の会等、比較的廉価で質の高い舞台芸術を鑑賞する機会を提供。
- 2016年問題の影響で、ポップス、バレエの利用が増加。

- 「クラシック」「舞台芸術」「吹奏楽」を柱に公演事業を展開。
- 提携団体の公演を、主催・共催事業として多数実施。また、各団体は、区内小・中学校での出前コンサートや楽器演奏指導等も行う。
- 宝塚公演、歌舞伎公演等、一週間程度の施設提供事業も充実。

- 日本フィル、杉並公会堂、区の3者により、演奏会、公開リハーサル、学校への出張音楽教室、音楽鑑賞教室等、様々な事業を展開。
- 音楽鑑賞教室は、区立全小中養護学校の対象学年の子どもが参加し、オーケストラ音楽に対する感性や教養を高め、鑑賞マナーを学ぶ機会を提供。また、出張音楽教室として、区立小中学校に生の室内楽の楽しさを楽員と一緒に体験できるプログラムを提供。

- 自主事業は昼間開催の催しが多いため、今後は仕事帰りに来館できるような夜間公演の検討も必要。
- 2016年問題の影響として、古典芸能以外のジャンルの利用増加がみられる。

- 参加型公演やワークショップの充実による新規需要の取り込み
- 「こども」「音楽」「伝統文化」の3つを掲げる
- 同じ協会が指定管理者となっている他の文化施設と連携事業を実施。
- 西武池袋線池袋駅と所沢駅の間にあるという立地からか、新規需要よりもリピーターが多く、2016年問題前後で大きな変動はない。

- 国内外に発信する創造型の公共劇場としての事業展開。
- 創作事業を継続的に展開し、全国の劇場へも公演を供給。
- 区立小・中学校でのワークショップや、教員を対象としたワークショップの展開等、学校との連携。
- 区民が中心の文化団体と劇場スタッフとで創り上げる舞台、「フリーステージ事業」の実施。

- 舞台芸術の創造と発信、及び、地域に根ざした文化活動拠点としての活動を展開。
- 優れたアーティストと共に地域の声に応えた創造活動を展開する主催公演と、ユニークな芸術的志向を持って活動するアーティストによる提携公演の活動の両輪により、上映作品を充実させ個性を出している。
- 座・高円寺の創作作品に、区立全小学校4年生を招待。また、絵本の読み聞かせやワークショップをはじめとした、子どもに向けた多彩な事業展開による普及活動。

- ほぼ貸館状態で、稼働率も高水準を維持しているため、新規需要獲得に向けた特段の取り組みは行っていない。
- 29年度から、共同事業体による指定管理運営が始まるため、利便性の向上、広報活動等、さらなる稼働率向上が期待される。また、自主採算事業も行う予定。

- オープニング事業“柿落としシリーズ”として、宝塚歌劇団の公演を2週間程度連続して行う。公演の一部は区民向け公演として実施し、区立学校の芸術鑑賞会にも活用する予定。あわせて歌舞伎公演も予定。
- オープニング以降も、宝塚歌劇団は定期的に公演を実施予定であり、その他多彩な公演事業を実施予定。

- 旧公会堂と同様に、貸館として、主にポピュラー音楽の利用に対する施設提供を想定。

- オペラシティに相応しい公演かどうか、来日の都合や生誕〇周年等の事情を考慮しながら年間で計画を立て、音楽事務所からプログラムを買い取っている。
- 開館当初はクラシック専用としていたが、少しずつクラシック的アプローチではない、ゲーム音楽等にも幅を広げつつある。
- 今後は、子どもを中心に、オーケストラ・クラシックに馴染みが無い層を開拓する方向。

5-5 新宿文化センター大ホールのジャンル別利用状況

新宿文化センター大ホールのジャンル別利用状況は以下のとおりです。

◆ジャンル別利用状況

年度	平成 23 年度 (2011 年度)		平成 24 年度 (2012 年度)		平成 25 年度 (2013 年度)		平成 26 年度 (2014 年度)		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
	本数	構成 (%)												
クラシック音楽 *1	127	25.7	211	29.5	163	23.4	235	31.0	199	26.3	200	26.6	166	20.0
ポピュラー音楽 *2	66	13.4	85	11.9	95	13.6	37	4.9	48	6.3	49	6.5	160	19.3
バレエ・ダンス	64	13.0	91	12.7	114	16.4	114	15.0	121	16.0	137	18.2	169	20.4
演劇・ミュージカル	49	9.9	115	16.1	62	8.9	65	8.6	48	6.3	22	2.9	90	10.8
講演会	80	16.2	101	14.1	99	14.2	83	10.9	111	14.7	114	15.1	19	2.3
その他 (発表会・合唱等)	108	21.9	112	15.7	164	23.5	224	29.6	230	30.4	231	30.7	226	27.2

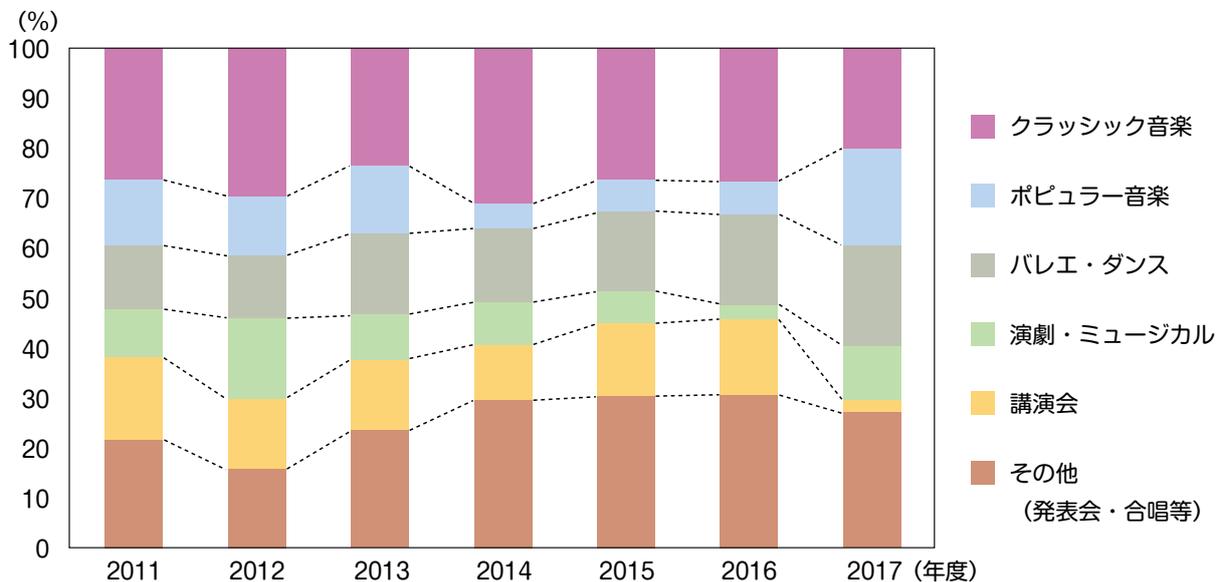
*この利用状況は、主催・共催 / 貸館を問いません。

*1 「クラシック音楽」には、クラシック、オペラ、音楽鑑賞教室、パイプオルガン利用を含みます。

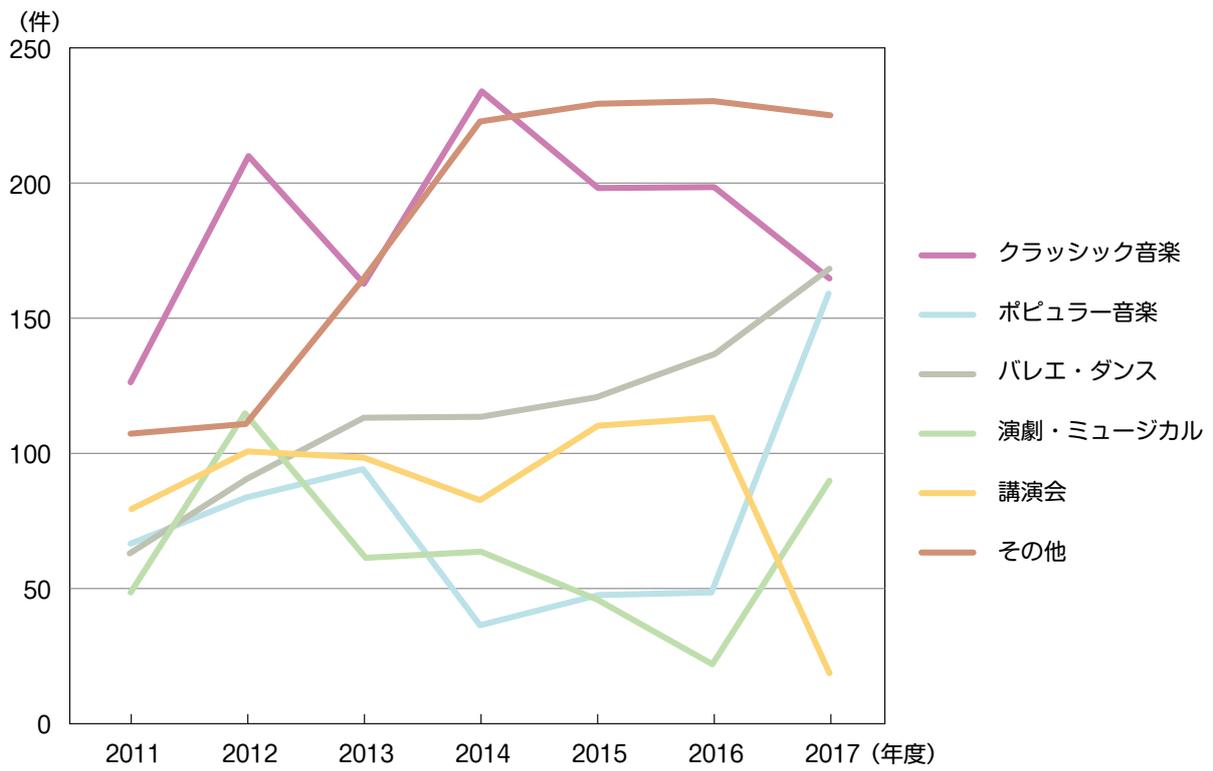
*2 「ポピュラー音楽」には、ポップス、演歌・歌謡、ジャズを含みます。

利用状況を見ると、多様な分野で利用されていますが、特にクラシック音楽、ポピュラー音楽、バレエ・ダンスで利用されています。

◆ジャンル構成の推移



◆ジャンル別利用本数の推移



5 - 6 新宿文化センターのあり方と運営方針について

1 新宿文化センターの戦術・マネジメント

◆現在の新宿文化センターの運営方針

【新宿文化センターに関する7項目の提言】

- * ホールや文化センターに蓄積された強み等を活かした新宿文化センターのイメージ・発信力の強化
- * 開設時の施設利用方針の緩和・見直し、より多くの区民に支持される公演の選択や入場者を意識した公演誘致、20代・30代の年齢層への認知度アップ
- * 文化芸術団体の活用・発表の場、練習・稽古場の不足の声に応えた新宿文化センターの施設を積極的に提供していく仕組みづくり
- * 大小ホール、展示室、会議室などをフルに活用する事業、文化月間・文化ウィークによる通し活用や提案型利用、文化センター界隈の施設の拠点として周辺施設と一体となった事業の展開
- * 新宿の地域特性を生かした開館時間の拡大
- * 鑑賞モニター・友の会・地域との連携など参加協働型の施設運営
- * 音楽・演劇・舞踏・伝統芸能等、演目の特性に合わせた文化センターと区民ホール等との連携

◆現在のホールの戦術・マネジメント及び現在の取り組み

	戦術・マネジメント	現在の取り組み
施設の運営の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・区民優先利用 ・専門分野優先利用に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例上の設置目的「区民に文化的活動等の場を提供し、もって文化芸術の振興及び区民の文化の向上を図る」に基づき、区民優先利用
育成・練習の場提供	<ul style="list-style-type: none"> ・練習場所の提供 ・練習割引の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録団体の優先受付、減免制度の活用 ・ホール練習利用割引 ・パイプオルガン練習利用割引 ・早稲田大学交響楽団との協定による練習場所提供 ・文化団体への活動支援
マネジメント・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価等でチェック体制徹底（PDCA サイクル） ・専門性の高い職員の育成、職員配置工夫 ・専門家（芸術監督、アドバイザー、コーディネーター等）の配置に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の事業評価の実施 ・事業評価に基づき、必要な改善案の提示を求める ・職員研修の実施
運営手法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・貸館事業、自主事業の内容充実 ・情報発信による認知度アップ（特に20代、30代） ・予約拡大に向けた規制緩和やITの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ランチタイムコンサート ・区民合唱団の運営 ・区内在住芸術家による演奏会 ・友の会の活用 ・定期通信「ぶんつう」発行、HPでの情報発信 ・若者をターゲットにした「新宿ファッションフィールド」 ・システム抽選の導入検討
コラボレーション・参加型公演	<ul style="list-style-type: none"> ・地域とプロの連携公演 ・芸術団体等との事業提携 ・文化施設等、様々な機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジャズまつり」（全館）、「沖縄音楽フェスティバル」 ・「踊りの祭典」（全館）、「新宿演劇祭」、「新宿ユース・ステージパフォーマンス」 ・早稲田大学交響楽団との協定による事業への協力
館のハード	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確保 ・特定天井改修工事検討 ・運営方針に沿った施設整備に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震指標Is値基準確保 ・特定天井改修工事未実施 ・中長期修繕計画、設備整備工事実施
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトターゲットにおけるテロ対策 ・避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの設置 ・避難訓練コンサート ・館内表示の見直し
施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人々の集いの場 ・雰囲気向上、盛り上がり感 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロビー活用（パネル展示等）
パイプオルガン活用	<ul style="list-style-type: none"> ・維持、活用の方向性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプオルガンコンサート、イベント ・練習利用割引

◆建替えを含め将来的な新宿文化センターの運営方針

【新宿区公共施設等総合管理計画（抜粋） 平成 29 年 2 月策定】

①施設の現状と課題

- * 新宿文化センターが供用開始後 37 年を経過しており、今後、維持・修繕に多額の費用が必要となることが懸念される。
- * 音響・照明等の特殊設備の適切な保守・更新が必要な施設であり、区の施策の方向性に即した施設のあり方を検討する必要がある。

②基本方針

- * この施設類型は音響・照明等の設備の適切な保守・更新の必要性、民間施設によるサービス供給状況や、新宿文化センターにおける需要規模と利用実績との乖離等を踏まえ、今後の区におけるホールのあり方、施設総量及び施設規模の検討を一体的に行う。
- * 新宿文化センターについては、財政負担の軽減及びサービスの向上の視点から、建替えの際には、より専門性の高い民間事業者による PFI 等の導入も検討する。

◆建替えを含め将来的なホールの戦術・マネジメント及び課題

	戦術・マネジメント	課題
施設の運営の方向性	・専門分野優先利用	・区民優先利用から専門分野優先利用への切り替え
育成・練習の場提供	・練習場所の提供・練習割引の拡充	・専門分野優先利用とする施設の運営との競合
マネジメント・運営体制	・専門家（芸術監督、アドバイザー、コーディネーター等）の活用による運営体制強化	・専門家の選定
運営手法の工夫	・専門分野を活かした事業の実施 ・高稼働率確保のための情報発信	・館の特性を活かした事業展開 ・近隣の類似施設に対抗する館の魅力を情報発信
コラボレーション・参加型公演	・地域とプロの連携公演 ・芸術団体等との事業提携 ・文化施設等、様々な機関との連携	・プロの芸術団体等との事業連携
館のハード	・運営方針に沿った施設整備 ・バリアフリー	・「新宿区公共施設等総合管理計画」や運営方針に基づき検討
危機管理	・ソフトターゲットにおけるテロ対策 ・避難誘導	・利用者の安全確保
施設の充実	・人々の集いの場 ・雰囲気向上、盛り上がり感	・ホール利用以外でも何度も訪れたいくなる工夫
パイプオルガン活用	—	・今後の利用状況を見て、必要性を検討

2 運営方針等を捉えた専門分野の設定

現在の新宿文化センターの戦術・マネジメントを踏まえて、改めて新宿文化センターの運営方針を明確化するため、次の事項を提言します。

(1) イメージの確立及びポジショニングの明確化

開館から39年が経過し、社会情勢や周辺環境、区民ニーズの変化等、新宿文化センターを取り巻く状況は大きく変化しています。今後は、こうした状況を捉え、「核となるイメージの確立」と「ポジショニングの明確化」を提言します。

◆核となるイメージの確立

多様な活用のされ方の中で施設の核となるイメージを確立させる。

◆ポジショニングの明確化

近隣の類似施設との関係や施設の特性を踏まえて、どのようなポジションをとるのか明確にする。

新宿の文化芸術の発信拠点として、新宿文化センターの核となるイメージの確立や、ポジショニングの明確化のため、「柱とする専門分野」を定め、重点的に事業展開していくことが求められます。

(2) 柱とする専門分野の設定

新宿文化センターは音楽の公演に適しており、数多くの音楽イベントが実施されていることや、近年、バレエやダンスのマーケットニーズが高まっていることから、「**音楽・舞踊**」を柱とし、館を運営していくことを提言します。これらの専門分野の優先利用の制度整備、専門家（芸術監督、アドバイザー、コーディネーター等）によるマネジメント、プロの芸術団体等との事業連携等、多面的に検討することが求められます。

音楽

音楽のまち新宿、音楽の殿堂「新宿文化センター」

〔根拠〕

- 音楽に適したホールである。
- 閉館、建替え等により都内の同規模のホールが不足している。
- クラシックのほか、ポピュラー音楽にも活用できる。
- 区民参加型の音楽イベントを実施してきた。

舞踊（バレエ、ダンスなど）

新たなマーケットニーズに対応

〔根拠〕

- マーケットニーズはあるが、施設が不足している。
- 舞踊には音楽がつきもので、多様な分野に活用できる。

指定管理者の主催事業や貸館事業で専門分野の利用ができるように、明確な運営方針を定めて事業展開していくことが求められます。専門分野を捉えた具体的な取り組み方針は次のとおりです。

◆取り組み方針

NO.	項目	取り組み例
1	主催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽や舞踊の公演 ・指定管理者の専門性を高める
2	貸館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門分野利用の優先予約 ・芸術団体の新規開拓、誘致
3	情報発信・イメージ戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやパンフレットを活用し、館の特徴を広報 ・ロビー活用（ロビーコンサート、展示等） ・事業の告知方法の工夫等により集客率を高め、館を知ってもらう
4	専門家の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽や舞踊に精通した芸術監督、アドバイザー、コーディネーターの活用
5	プロの芸術団体等との事業連携	<ul style="list-style-type: none"> ・プロの芸術団体との協定締結
6	新宿フィールドミュージアム文化センター特別企画（コアイベント）	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿文化センター全館を活用した音楽イベントの実施 ・区内ライブハウスとの連携
7	施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・専門分野の利用に適した施設整備

3 柱とする専門分野以外の利用

専門分野を明確にすることで館の特徴をアピールすることができる一方で、伝統芸能をはじめ、多彩なジャンルの公演を求める声もあることから、これまで毎年実施し、好評を博してきた様々なジャンルの公演は継続して開催し、多様性を確保していくことを提言します。

◆参考 平成 30 (2018) 年度 新宿文化センター事業概要

音楽

舞踊 (バレエ・ダンス)

種別	事業名	項目	ジャンル	内容
補助事業	舞台芸術鑑賞機会の提供	クラシックコンサート	音楽 クラシック	新宿文化センター合唱団演奏会 マーラー／交響曲第 8 番「千人の交響曲」 A. バッティストーニ／東京フィルハーモニー交響楽団
			音楽 クラシック	ワーグナー・ガラ 大野和士／東京都交響楽団 A. ストゥンディーバ (ソプラノ) A. スヴィルパ (バリトン)
		ポピュラー音楽コンサート	音楽 ポピュラー	ポピュラー音楽
		伝統芸能公演	落語	新宿文化寄席
			狂言	新春名作狂言の会 野村家×茂山家 共演作品
	ダンス	バレエ	はじめてのバレエ鑑賞 Kバレエ	
新宿ファッションフィールド	ファッション	その他	新宿ファッションフィールド 2018	
自主事業	実験的創造的舞台芸術鑑賞機会の提供	地域文化創造事業	音楽	イルカ ファミリーコンサート イルカ、神部冬馬
			その他	ファミリーツリーことば・おと・うたⅡ 谷川俊太郎、谷川賢作、小室等、こむろゆい
		クラシックコンサート	音楽 クラシック	V. ユロフスキー／ベルリン放送交響楽団 諏訪内晶子 (ヴァイオリン) ブラームス ヴァイオリン協奏曲 マーラー 交響曲第 1 番
			オペレッタ	新宿オペレッタ劇場
		ジャズポップス等音楽公演	音楽 ジャズ	小ホールジャズライブ (2公演)
		ダンス	ダンス	新宿文化センター ダンスプロジェクト 2018
		ダンス 合唱	ダンス	ダンスワークショップ
	合唱		区民合唱団の練習及び演奏発表	
	区民参加型事業区民合唱団の運営	ミュージカル	ミュージカル	新宿ミュージカル講座
		文化団体登録	その他	文化団体の登録、相談対応
文化団体への活動支援	合唱	合唱	新宿合唱祭「初夏にうたおう」	

種別	事業名	項目	ジャンル	内容
指定管理事業	提案事業	施設活用事業	音楽ほか	新宿文化センターまつり
			音楽クラシックほか	ホール活用コンサート（ランチタイム・ワンコイン）
			音楽クラシックほか	パイプオルガン活用事業
			音楽クラシックほか	区内在住芸術家活用事業
			音楽子ども向け	はじめてのおんがくかい
		参加協働事業	音楽ジャズ	新宿春の楽しいジャズ祭り
			音楽	沖縄音楽フェスティバル
			音楽吹奏楽ほか	新宿ユース・ステージパフォーマンス
			多国籍ダンス	国際都市新宿・踊りの祭典
			演劇	第3回新宿演劇祭
		誘致型公演	バレエ	誘致型公演① キエフ・バレエ
			演劇	誘致型公演② 舞台「安倍清明」
			バレエ	誘致型公演③ 松山バレエ団
			ダンス子ども向け	誘致型公演④ コンドルズの遊育計画
			声楽アンサンブル	誘致型公演⑤ リベラ
			音楽ゲーム	誘致型公演⑥ 東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団
			オペラ	誘致型公演⑦ 藤原歌劇団オペラ「静と義経（三木稔作品）」
		その他	その他	新宿文化センター友の会
			その他	チケットweb会員

- * 補助事業は区の補助金により公益財団法人新宿未来創造財団（以下「財団」という。）が実施する事業
- * 自主事業は財団の自主財源により実施する事業
- * 指定管理事業は区の指定管理料により財団が実施する事業

5 - 7 バリアフリー及びホールの舞台機能に対応したより効果的な活用

新宿文化センターは、建物の老朽化が進んでおり、バリアフリー対応も十分とはいえません。利用者に安全かつ安心して利用していただくために、設備を計画的に修繕していくことはもちろん、バリアフリー改修にも取り組んでいく必要があります。

これまで、大ホールに車イス昇降装置の設置、大ホールやエントランスロビーのトイレの洋式化等、利用者のニーズが特に高い箇所の改修を行ってきました。今後も、利用者の要望を聞きながら、改修を進めていくことが求められます。

また前述した新宿文化センターの運営方針に基づき、ホールの特徴を生かして活用していくことが求められます。舞台機能の特徴をとらえた音楽や舞踊を柱とすることで、より効果的に活用されることを期待します。

1 東京2020大会を見据えた国・東京都の動向

文化庁 文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想

文化芸術立国実現に向けた文化プログラムの推進

文化芸術立国の実現に向け、東京2020大会の機会を活かし、地域の文化芸術活動への支援等を通じて多様な文化芸術の発展や文化財の活用を図り、もって文化プログラムの推進を図ります。

◆文化プログラムの取組み

文化庁が主催する
プロジェクト

地方公共団体、民間等
が主催する取組みを
文化庁が補助する
プロジェクト

民間、地方公共団体等
が主体的に取り組む
プロジェクト

東京都 東京文化ビジョン

東京が持つ芸術文化の力で、都市力を引き出し、史上最高の文化プログラムを実現

平成27（2015）年3月に策定された、「東京文化ビジョン」は、「東京2020大会に向けた文化プログラムの先導的役割」を持ち、国際的に発信する東京の文化政策の世界戦略としての性格があります。

このビジョンには、8つの文化戦略が掲げられており、そのうちの1つが「東京が持つ芸術文化の力で、都市力を引き出し、史上最高の文化プログラムを実現」です。

◆施策の方向性

- ・東京2020大会を機に、都市自体を劇場とした、先進的で他に類を見ない東京の活力を象徴する文化プログラムを展開し、世界に向けて東京の魅力を発信します。
- ・平成32（2020）年に向けた取組を、オリンピック・パラリンピックの開催によって創出する有形・無形のレガシーにつなげていくとともに、それを次世代に継承し、世界一の文化都市東京を実現します。

2 東京2020大会組織委員会及び国の取組み

1 東京2020参画プログラム（東京2020文化オリンピック）

東京2020大会組織委員会は、東京2020大会を一過性のあるイベントとするのではなく、出来るだけ多くの人々が参画し、あらゆる分野で東京2020大会がきっかけとなって社会が変わったと言われるような大会を目指しています。

①東京2020大会の機運醸成等に向けた参画促進、②レガシー創出に向けたアクションの促進を目的として、これらを満たすアクションを、組織委員会が「東京2020参画プログラム」として認証します。

◆東京2020参画プログラム

東京2020公認プログラム	東京2020応援プログラム
【実施主体】 組織委員会、国、開催都市、会場所在地 地方公共団体、公式スポンサー、JOC、 JPC、大会放送権者	【実施主体】 会場所在地以外の地方公共団体、公益法 人、その他非営利団体

東京2020参画プログラムは、8つの分野において各主体が実施する様々なアクションに対する認証を通じて、東京2020大会への参画を促進する制度です。この8つの分野のうち、「文化」を担うプログラムのことを、「東京2020文化オリンピック」といいます。

◆8つの分野



◆スケジュール



2 beyond2020プログラム

文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議は、東京2020大会以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムの展開を目指しています。

①日本文化の魅力を発信する事業・活動であること、②多様性・国際性に配慮した、障害者にとってのバリアを取り除く取組、外国人にとっての言語の壁を取り除く取組のいずれかを含んだ事業・活動を「beyond 2020プログラム」として認証します。

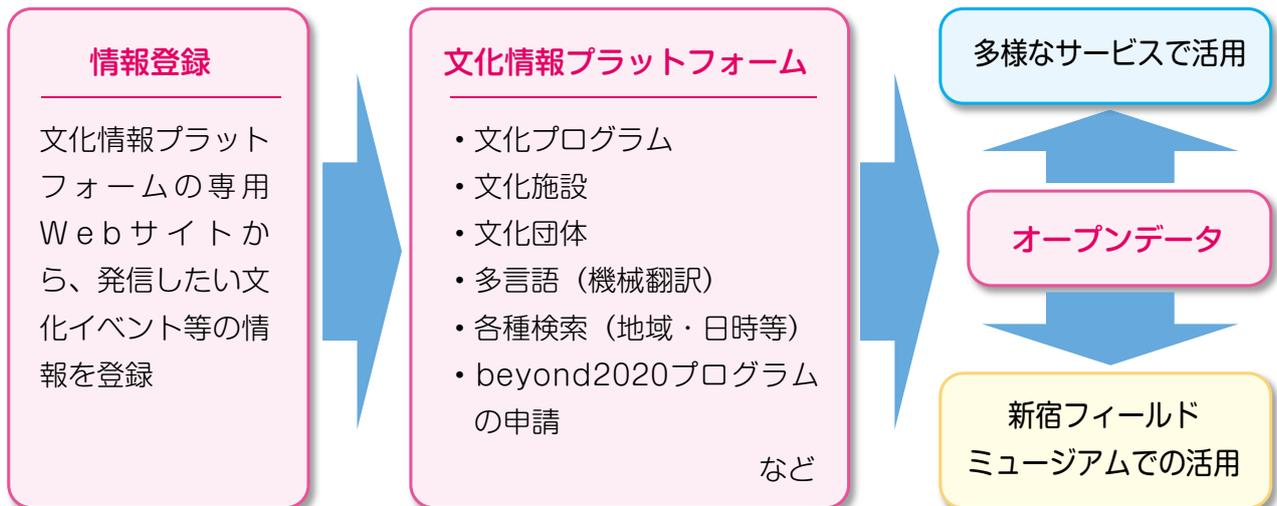
◆文化プログラムの推進に向けた取組一覧

<p>認 証 組 織</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</p>		<p>内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局</p>
<p>プ ロ グ ラ ム</p>	<p>東京2020文化オリンピック</p>		<p>beyond2020 プログラム</p>
	<p>東京2020公認 文化オリンピック</p>	<p>東京2020応援 文化オリンピック</p>	
<p>概 要</p>	<p>「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム</p>	<p>「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム</p>	<p>2020年以降を見据え、レガシー創出に資する文化プログラム</p>
	<p>東京大会の主なステークホルダー等が大会ビジョンの実現にふさわしい文化芸術性の高い事業を実施</p>	<p>非営利団体等がオリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業を実施</p>	<p>営利・非営利を問わず多様な団体が実施</p>
<p>実 施 主 体</p>	<p>組織委員会、国、開催都市、会場所在地地方公共団体、公式スポンサー、JOC、JPC、大会放送権者</p>	<p>会場所在地以外の地方公共団体、公益法人、その他非営利団体</p>	<p>文化オリンピックの実施主体に加えて、公式スポンサー以外の企業も対象</p>
<p>ロ ゴ</p>			
<p>認 証 要 件</p>	<p>●実施の基礎要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益性、参加可能性、非悪質、非宗教・非政治、安全性、非営利性、適切性を満たすこと ・オリンピック・パラリンピック憲章またはオリンピック・パラリンピックの趣旨に照らして適切と認められること ・東京2020大会スポンサーのマーケティングルールを順守すること <p>●大会ビジョンとの合致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①全員が自己ベスト ②多様性と調和 ③未来への継承、の趣旨と合致していること <p>●目指すべきレガシーコンセプトの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセプト ①日本文化の再認識と継承・発展 ②次世代育成と新たな文化芸術の創造 ③日本文化の世界への発信と国際交流 ④全国展開によるあらゆる人の参加・交流と地域の活性化 		<ul style="list-style-type: none"> ①日本文化の魅力を発信する事業・活動 ②多様性・国際性を配慮した、以下のいずれかを含んだ事業・活動 ・障害者にとってのバリアを取り除く取組 ・外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

3 文化情報プラットフォームの構築・運用

日本全国で行われる文化プログラム、文化施設などの情報を登録・発信するための共通の枠組みを構築し、運用を開始しました。登録された情報は、文化庁が運営するポータルサイトに掲載されるほか、オープンデータとして様々なサービスに活用することもできます。また、機械翻訳機能により、多言語対応が可能となります。

◆文化情報プラットフォームの仕組み



資料編

資料1	委員名簿	51
資料2	検討の経過	52
資料3	新宿区文化芸術振興基本条例	54
資料4	新宿区文化芸術振興会議規則	59

資料 1 委員名簿

1 文化芸術振興会議

	氏名	分野	所属・役職
会 長	高階 秀爾	学識経験者	財団法人西洋美術振興財団 理事長 大原美術館 館長
副会長	垣内 恵美子	学識経験者	政策研究大学院大学 教授
委 員	星山 晋也	学識経験者	早稲田大学 名誉教授 新宿区文化財保護審議会 会長
委 員	松井 千輝	区民	公募区民
委 員	松島 貴美子	区民	公募区民
委 員	の場 美規子	区民	公募区民
委 員	大野 順二	文化芸術活動団体	公益財団法人東京交響楽団 専務理事（楽団長）
委 員	中島 隆太	文化芸術活動団体	公益財団法人損保ジャパン日本興亜美術財団 専務理事 東郷青児記念損保ジャパン日本興亜美術館 館長
委 員	大和 滋	文化芸術活動団体	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 参与
委 員	沼井 利枝	教育関係者	東京都立総合芸術高等学校 学校長
委 員	舟橋 香樹	企業	大日本印刷株式会社 ICC 本部 本部長

2 文化芸術振興会議専門部会

	氏名	分野	所属・役職
専門部会長	垣内 恵美子	学識経験者	政策研究大学院大学 教授
専門部会員	大和 滋	文化芸術活動団体	公益財団法人日本芸能実演家団体協議会 参与
専門部会員	舟橋 香樹	企業	大日本印刷株式会社 ICC 本部 本部長

資料 2 検討の経過

1 文化芸術振興会議

回数	日時	会場	出席委員	検討内容
第1回	平成28年11月4日(金) 午後3時～午後5時	新宿歴史博物館講堂	11名	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、会長・副会長選任、専門部会設置 ・振興会議の調査審議事項と進め方について
第2回	平成29年3月31日(金) 午前10時～午前12時	新宿区役所 11会議室	9名	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回振興会議の内容確認 ・新宿フィールドミュージアム2016の実施報告について ・調査審議事項について
第3回	平成29年7月10日(月) 午後2時～午後4時	新宿区役所 第3委員会室	9名	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回振興会議の内容確認 ・文化芸術振興の重点項目に関する主な取り組みについて ・調査審議事項について
第4回	平成29年11月13日(月) 午後2時～午後4時	新宿区役所 第3委員会室	10名	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回振興会議の内容確認 ・調査審議事項について
第5回	平成30年3月23日(金) 午前10時～午前12時	新宿区役所 第4委員会室	9名	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回振興会議の内容確認 ・新宿フィールドミュージアム2017の実施報告について ・振興会議第4期報告書(案)について
第6回	平成30年7月4日(水) 午前10時～午前11時30分	新宿区役所 第3委員会室	8名	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回振興会議の内容確認 ・文化芸術振興の重点項目に関する主な取り組みについて ・振興会議第4期報告書(案)について

2 文化芸術振興会議専門部会

回数	日時	会場	出席委員	検討内容
第1回	平成29年2月28日(火) 午後1時～午後3時	政策研究大学院 大学 垣内研究室	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会長の決定について ・第1回振興会議の内容確認 ・新宿フィールドミュージアム2016の実施報告について ・調査審議事項について
第2回	平成29年5月31日(水) 午後4時～午後6時	政策研究大学院 大学 垣内研究室	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回振興会議の内容確認 ・文化芸術振興の重点項目に関する主な取り組みについて ・調査審議事項について
第3回	平成29年10月20日(金) 午後1時～午後3時	政策研究大学院 大学 垣内研究室	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回振興会議の内容確認 ・調査審議事項について
第4回	平成30年1月25日(木) 午前10時～午前12時	政策研究大学院 大学 垣内研究室	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回振興会議の内容確認 ・振興会議第4期報告書(案)について
第5回	平成30年5月31日(木) 午前10時～午前12時	政策研究大学院 大学 垣内研究室	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回振興会議の内容確認 ・文化芸術振興の重点項目に関する主な取り組みについて ・振興会議第4期報告書(案)について

資料 3 新宿区文化芸術振興基本条例

新宿区文化芸術振興基本条例（平成 22 年 3 月 24 日条例第 6 号）

（前文）

文化芸術は、人々の心を養い、生活に潤いと豊かさを、人生に喜びと力を与えてくれる。また、文化芸術は、人と人をつなぐ礎であり、互いの歴史や文化を理解し合うことは、地域社会や国際社会において異なる歴史や文化を持つ人々が共に生きていくための基盤ともなる。

新宿のまちは、江戸城外堀の開削を機に形成された由緒ある町や坂等の名を今なお広くとどめる一方、江戸時代の宿場・内藤新宿の開設時から今日に至るまで、多くの人々の営みの中で多彩な文化芸術を育み、常に新たな文化芸術を創造し、発信し続けてきた。

新宿のまちには、自然や歴史、文化芸術、経済活動等を通して、人々が長い間培ってきた豊かな地域の力がある。多様性と先端性を併せ持つ都市として、その懐の深さに魅かれて集まる様々な人々の無限に広がるエネルギーがある。

こうしたまちの特性を最大限に生かし、区民、文化芸術活動団体、学校、企業等、新宿区その他の文化芸術の担い手となるあらゆる主体が、その持てる個性を発揮し、互いに力を合わせ、自由で活発な文化芸術活動を展開することを通して、新宿のまちの持つ多彩な力を結集し、にぎわいと活力にあふれる「文化芸術創造のまち 新宿」を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、新宿区（以下「区」という。）における文化芸術の振興に関する基本原則を定め、区民、文化芸術活動団体、学校及び企業等の役割並びに区の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の担い手となるあらゆる主体の相互のかかわりを通して、新宿のまちの特性を生かした発展的な文化芸術の創造に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 次に掲げる者をいう。

ア 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者

イ 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 学校に在学する者

エ 区内において、文化芸術に関する創造的活動、文化芸術を支援する活動その他の文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う個人

(2) 文化芸術活動団体 区内において、文化芸術活動を行う法人その他の団体及びその連合体をいう。

-
- (3) 学校 区内に存する学校（学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものを含む。）をいう。
- (4) 企業等 区内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 私たち区民 次に掲げるものをいう。
- ア 前各号に掲げるもの
 - イ 区
 - ウ その他区において生み出される文化芸術の恵みを自ら積極的に享受し、又は享受しようとするすべてのもの

(基本原則)

第3条 私たち区民は、自らが文化芸術の担い手となることを自覚し、自主的かつ持続的に文化芸術活動を行うものとする。

- 2 私たち区民は、文化芸術活動を行うに当たっては、互いの文化芸術活動を理解し、及び尊重するものとする。
- 3 私たち区民は、文化芸術活動を行うに当たっては、その持てる個性を発揮するとともに、互いに連携及び協力を図るものとする。
- 4 私たち区民は、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の保護、保存、継承及び発展を図るとともに、新たな文化芸術を創造し、及び発信するものとする。
- 5 私たち区民は、等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図るものとする。

(区民の役割)

第4条 区民は、前条に規定する基本原則に基づく役割（以下「文化芸術振興に関する基本的役割」という。）を担うとともに、創意工夫を生かした自主的かつ創造的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(文化芸術活動団体の役割)

第5条 文化芸術活動団体は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、自主性及び創造性を生かした文化芸術活動を一層推進し、地域社会を構成する一員として、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(学校の役割)

第6条 学校は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、児童、生徒、学生等が文化芸術活動を体験し、及び文化芸術に関する作品に触れる機会の充実を図り、並びに文化芸術を担う人材の育成、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(企業等の役割)

第7条 企業等は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(区の責務)

第8条 区は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、次に掲げる責務を有する。

- (1) 文化芸術の振興に関する施策が総合的かつ持続的に行われるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 私たち区民が互いに連携し、及び協力する体制の強化が図られるよう必要な措置を講ずること。
- (3) 地域の文化芸術活動の場の充実が図られるよう新宿区立新宿文化センター等区の施設の積極的な活用その他必要な措置を講ずること。

第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(地域の伝統、文化等の保護等)

第9条 私たち区民は、地域への愛着や誇りを育むため、地域で生まれた伝統及び特色ある文化並びに地域に現存する有形及び無形の文化財その他の歴史的文化的資源（以下「歴史的文化的資源」という。）の保護、保存、活用及び継承に努めるものとする。

(子どもの文化芸術活動への参加等の機会の確保)

第10条 私たち区民は、次代の文化芸術を担う子どもの豊かな人間性を育むため、優れた文化芸術に触れ、及び創造的な文化芸術活動に参加する機会の確保に必要な取組を行うように努めるものとする。

(文化芸術に関する情報の収集、提供等)

第11条 私たち区民は、文化芸術に関する情報を互いに利用し、及び共有するため、その収集、提供、発信その他の必要な取組を行うように努めるものとする。

(文化芸術に関する環境の整備)

第12条 私たち区民は、文化芸術活動の一層の活性化を図るため、文化芸術に関する人的なネットワークの構築その他の環境の整備に努めるものとする。

(公共的空間の活用)

第13条 私たち区民は、人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造できる場を提供するため、公共的空間の積極的な活用に努めるものとする。

(人材の発掘、育成等)

第14条 私たち区民は、積極的に文化芸術活動を行う者、歴史的文化的資源の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者その他の文化芸術を担う人材の発掘、育成等に努めるものとする。

(多文化の交流の促進)

第15条 私たち区民は、文化芸術活動を通じて、世界の国々の多様な歴史や文化に対する理解を増進し、地域における多文化の交流の促進に努めるものとする。

(表彰)

第16条 区長は、文化芸術の振興に大きく寄与したものと及び文化芸術活動において著しい功績のあったものの表彰に努めるものとする。

第3章 文化芸術振興会議

(設置)

第17条 文化芸術の振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区文化芸術振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第18条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 次に掲げる事項について調査審議すること。
 - ア 文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項又は重要な事項
 - イ 文化芸術の振興に関し、区長が諮問する事項
- (2) 文化芸術の振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること。

(組織)

第19条 会議は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、学識経験を有する者、区内に住所を有する者、文化芸術活動団体の構成員、教育の関係者及び企業等（法人その他の団体にあつては、その構成員）のうちから、区長が委嘱する。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章の規定及び次項の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(平成 22 年 8 月 13 日規則第 69 号により、平成 22 年 9 月 9 日から施行)

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年新宿区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

資料 4 新宿区文化芸術振興会議規則

新宿区文化芸術振興会議規則（平成 22 年 8 月 13 日規則第 70 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、新宿区文化芸術振興基本条例（平成 22 年新宿区条例第 6 号。以下「条例」という。）第 19 条第 4 項の規定に基づき、新宿区文化芸術振興会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（組織）

第 3 条 会議の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 4 人以内
 - (2) 新宿区の区域内に住所を有する者 3 人以内
 - (3) 文化芸術活動団体の構成員 3 人以内
 - (4) 教育の関係者 1 人
 - (5) 企業等（法人その他の団体にあつては、その構成員） 1 人
- （平 25 規則 76・一部改正）

（会長及び副会長）

第 4 条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 会議は、その定めるところにより、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に専門部会長（以下「部会長」という。）を置き、部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を会議に報告する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、文化観光産業部文化観光課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年9月9日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第29号）抄

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月18日規則第76号）

この規則は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新宿区文化芸術振興会議（第4期）報告書

発行年月：平成30年9月

編集・発行：新宿区文化芸術振興会議

事務局：新宿区文化観光産業部文化観光課

〒160-8484

東京都新宿区歌舞伎町一丁目5番1号 第一分庁舎6階

電話：03-5273-4069

E-mail：bunkakanko@city.shinjuku.lg.jp

※この印刷物は、森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。
※この印刷物は、業者委託により500部印刷製本しています。その経費として、1部あたり1,490円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

印刷物作成番号

2018 - 37 - 2801